

第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

内灘町

はじめに

少子化・高齢化が急速に進行している今日、共働き家庭の増加や就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもやその家庭を取り巻く環境は複雑かつ大きく変化してきております。そんな中、子育てに不安や孤立感を持つ保護者も少なくありません。また、児童虐待やこどもの貧困、いじめや不登校など、深刻な問題が全国的に顕在化しています。このような状況の中、安心して子育てができるよう、こどもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援していくことが求められています。



本町では、平成27年度から「内灘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を推進しており、こどもの最善の利益を確保しながら、安心してこどもを生ま育てることができる環境づくりに努めて参りました。

このたび、第2期の計画期間が終了することにもない、「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では前計画に引き続き、基本理念に「子育て、親育ちを温かく見守り支える内灘づくり」を掲げ、すべてのこどもが健やかに生まれ育ち、子育てしやすい環境づくりのため、さらなる力を注いでまいりますので、町民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「内灘町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

内灘町長 生田 勇人

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	
2	位置づけ	
3	計画期間	
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状	3
1	内灘町における現状	
2	子育て支援事業の現状	
3	ニーズ調査の結果	
第3章	計画の基本的な考え方	20
1	大切な視点	
2	基本理念	
3	基本目標	
4	計画の体系	
第4章	施策の展開	24
1	地域における子育て・子育て支援の充実	
2	乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進	
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
4	職業生活と家庭生活との両立の推進	
5	保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備	
第5章	事業計画	39
1	教育・保育提供区域の設定	
2	第2期計画の実績及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
4	地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	
第6章	計画の推進に向けて	62
1	推進体制	
2	計画の進行管理	
資料編	63
1	内灘町子ども・子育て会議委員名簿	
2	内灘町子ども・子育て会議設置条例	
3	策定経過	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化などの施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談件数や不登校の件数の増加など子どもを取り巻く状況は深刻化しています。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。併せて、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有した新たな行政機関としてこども家庭庁が発足し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進しています。

また、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（推進法）」が成立し、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、子どもの貧困対策の基本となる事項が定められました。令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取り組みが求められることになりました。さらに、令和6年にはこども基本法に基づき策定した政府指針「こども大綱」の記述を踏まえて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

内灘町では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「内灘町次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）を、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27度からは子ども・子育て支援新制度がスタートし、平成27年3月には「内灘町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期内灘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）、令和3年10月に「内灘町子どもの貧困対策計画」を策定し、施策に取り組んできました。令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、内灘町の子どもを取り巻く現状や「第2期計画」の進捗状況などを踏まえた施策の方向性を示すとともに、「子どもの貧困の解消に向けた対策」に関連する施策などを盛り込んだ「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」及び、こども基本法第10条に基づく「こども計画」を包含しています。

「第5次内灘町総合計画」を上位計画とし、その他各個別計画との整合性を図りながら定めます。

「こども」と「子ども」の表記について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全ての子どもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。本計画においても「こども」と表記しますが、子ども・子育て支援事業計画に関わるものについては「子ども」とします。

3 計画期間

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化に鑑み、必要に応じて適宜見直しを行います。

本計画の期間

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
石川県			いしかわエンゼルプラン 2020					いしかわエンゼルプラン				
内灘町	評価・次期計画策定		第2期 内灘町子ども・子育て 支援事業計画									
							評価・次期計画策定	第3期 内灘町子ども・子育て 支援事業計画				

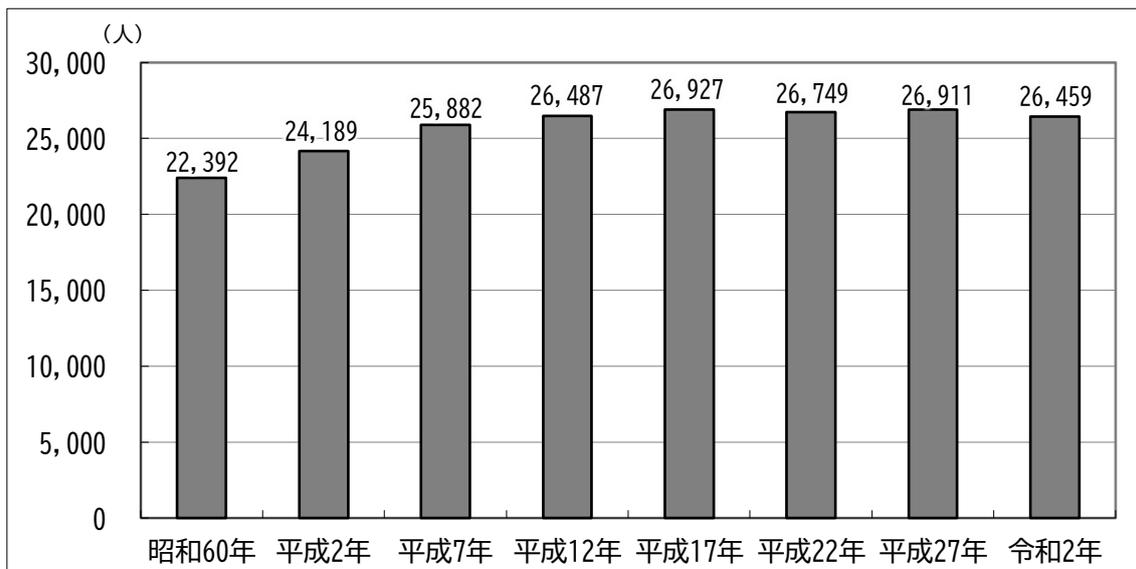
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 内灘町における現状

(1) 少子化の動向

内灘町の人口は平成12年以降26,000人台で推移しており、令和2年は26,459人となっています。

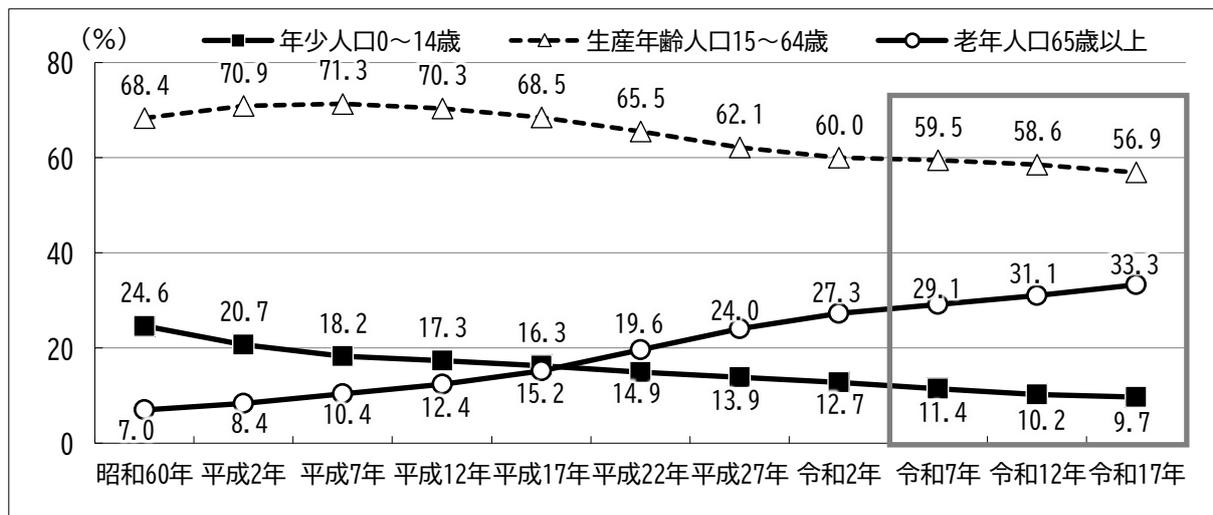
グラフ1 総人口の推移（内灘町）



(資料：住民基本台帳)

年齢3区分別人口割合は、15歳未満及び15～64歳の割合が減少傾向にある一方で、65歳以上は増加を続けており、令和2年は27.3%となっています。さらに高齢化が進めば、令和17年には町民の3人に1人が65歳以上になると考えられます。

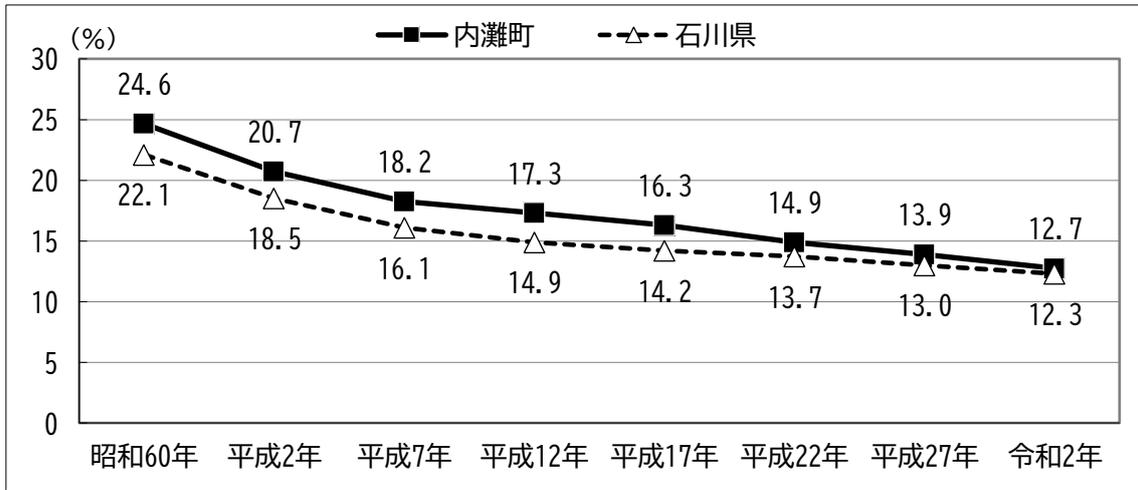
グラフ2 年齢3区分別人口割合の推移（内灘町）



(資料：国勢調査、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所)

15歳未満の割合は減少傾向にあり、令和2年は12.7%となっています。また、昭和60年から令和2年いずれの年においても、内灘町が石川県をわずかに上回っています。

グラフ 3 15歳未満の子どもの人口割合の推移（石川県・内灘町）

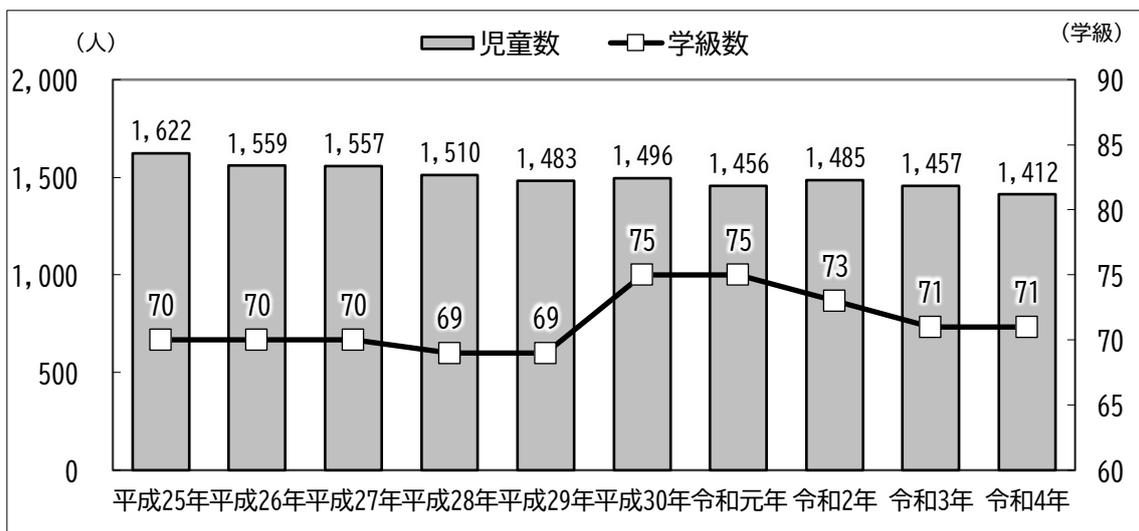


(資料：国勢調査、石川県の人口と世帯、住民基本台帳)

小学校児童数は令和4年に1,412人となり、平成25年と比較すると210人減となっています。

白帆台小学校の開校に伴い平成30年に学級数が増加しましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年は71学級となっています。

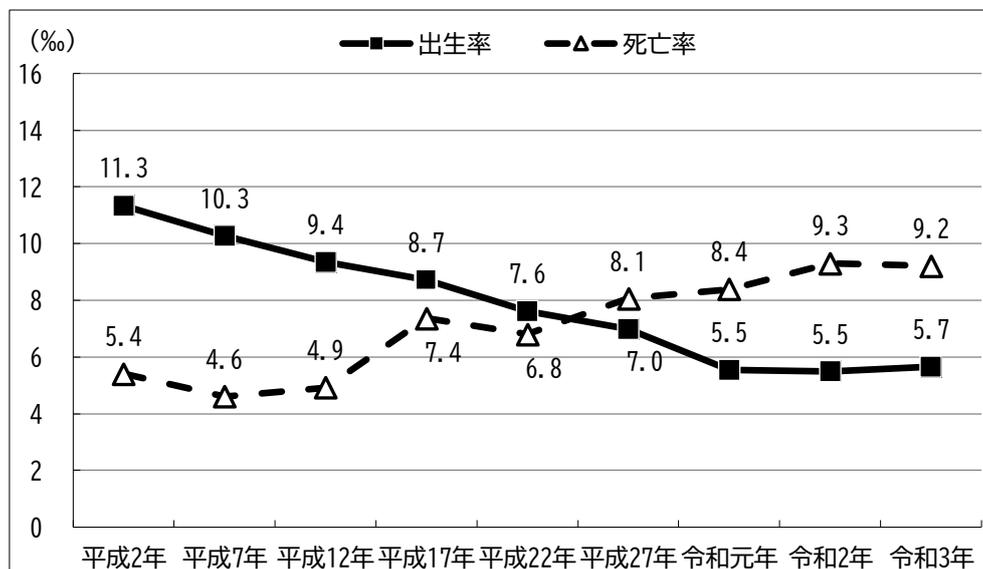
グラフ 4 小学校の児童数および学級数の推移（内灘町）



(資料：学校基本調査)

出生率は減少傾向、死亡率は増加傾向にあり、令和3年は出生率が5.7%、死亡率が9.2%となっています。平成2年と比較すると、出生率は5.6ポイント減少しており、少子化が進行していることがうかがえます。

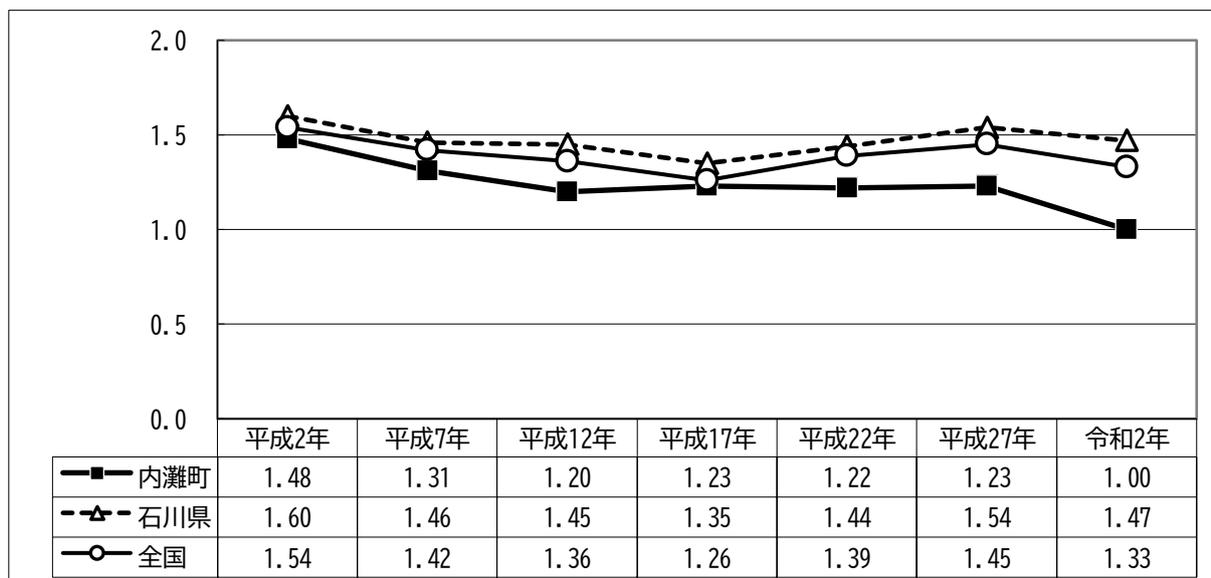
グラフ 5 出生率および死亡率の推移（内灘町）



(資料：住民基本台帳、人口動態統計)

内灘町の合計特殊出生率*は、平成2年の1.48が最も高く、それ以降は減少傾向にあり、令和2年は1.00となっています。また、石川県や全国と比較し、低い水準で推移しています。

グラフ 6 合計特殊出生率の推移（全国・石川県・内灘町）

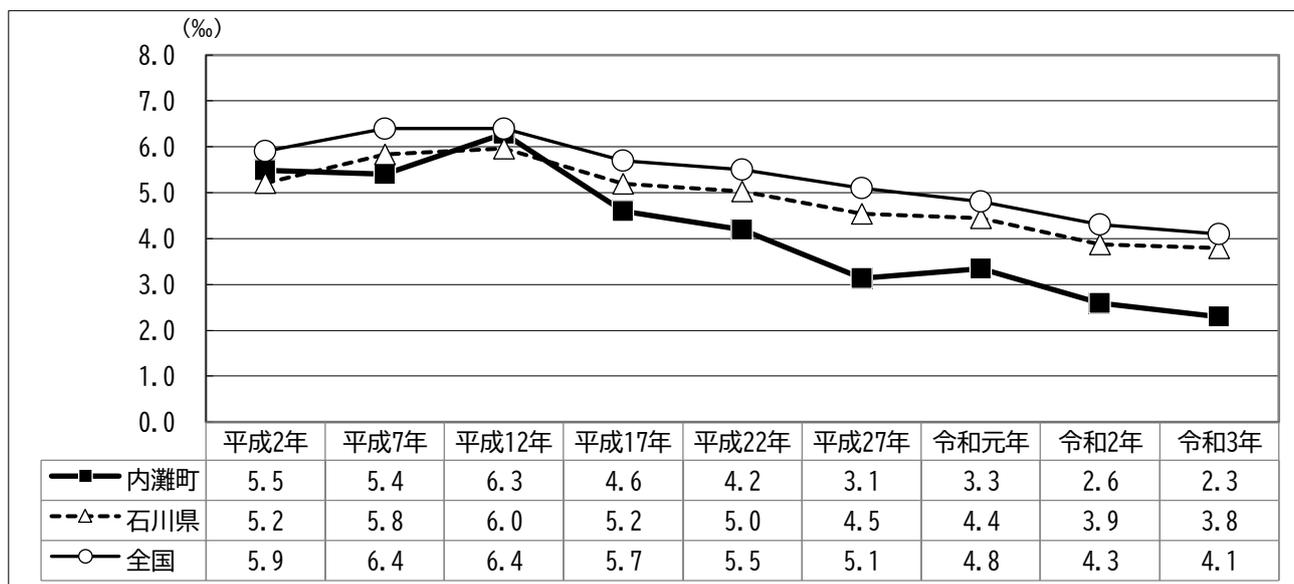


(資料：衛生統計年報、人口動態統計特殊報告)

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

内灘町の婚姻率は減少傾向にあり、令和3年は2.3%となっています。平成17年以降、石川県値と全国値を下回る状況が続いています。

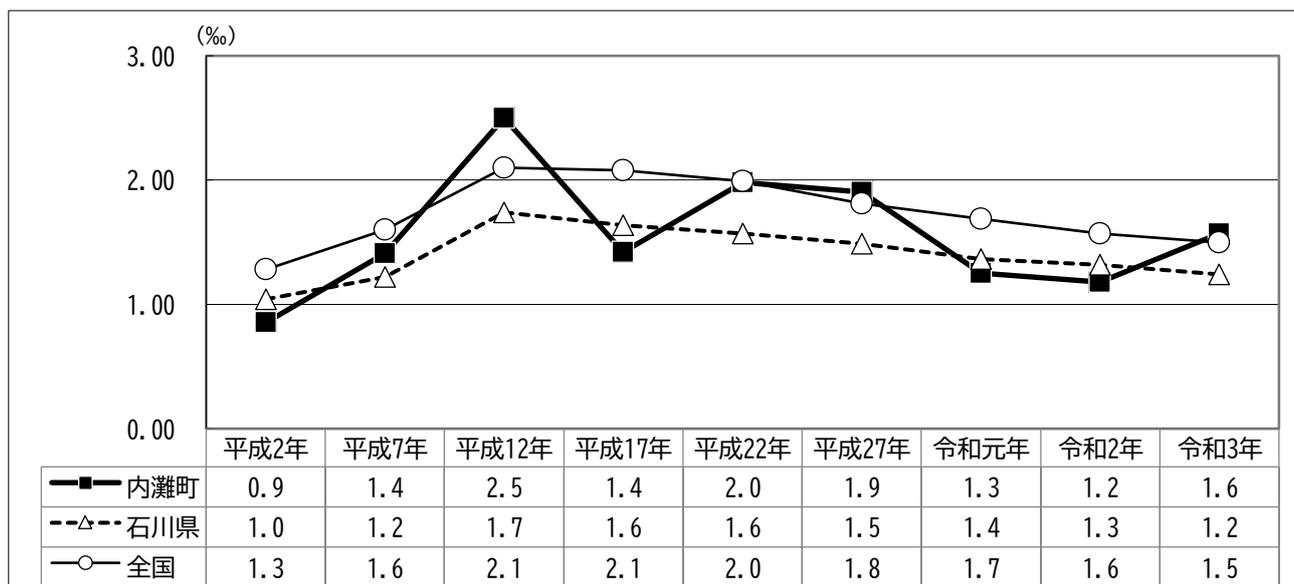
グラフ 7 婚姻率の推移（全国・石川県・内灘町）



(資料：住民基本台帳、人口動態統計、衛生統計年報)

内灘町の離婚率は令和3年で1.6%になっており、石川県値・全国値を上回っています。

グラフ 8 離婚率の推移（全国・石川県・内灘町）

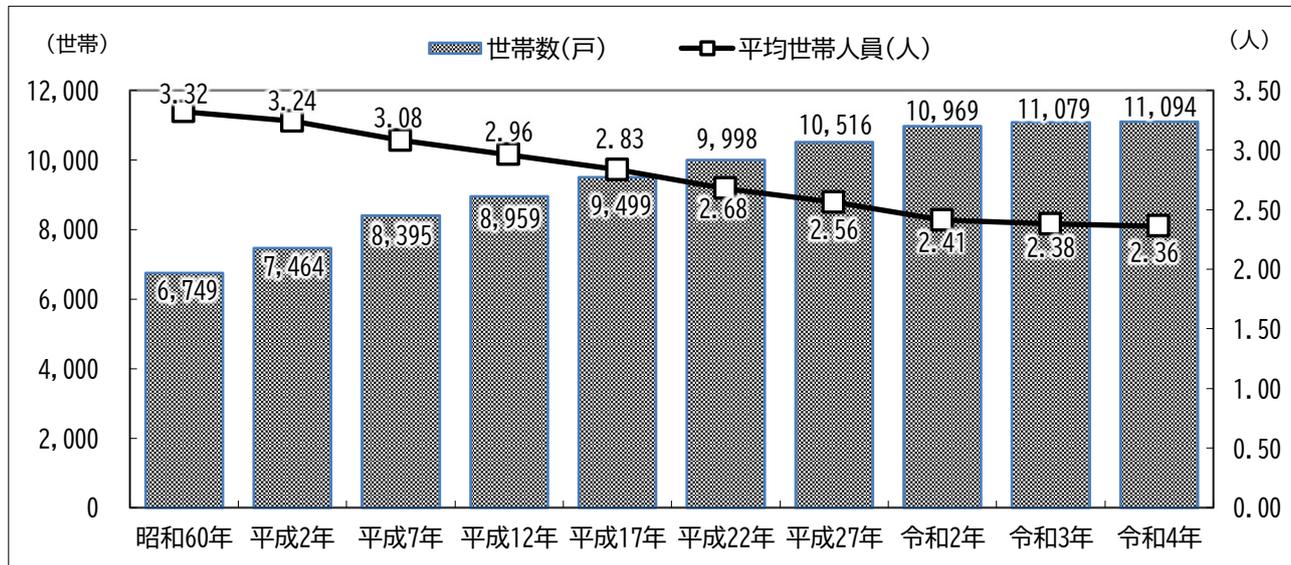


(資料：住民基本台帳、人口動態統計、衛生統計年報)

(2) 家庭の状況

内灘町の世帯数は年々増加を続けており、令和4年は11,094世帯となっています。一方で、1世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。

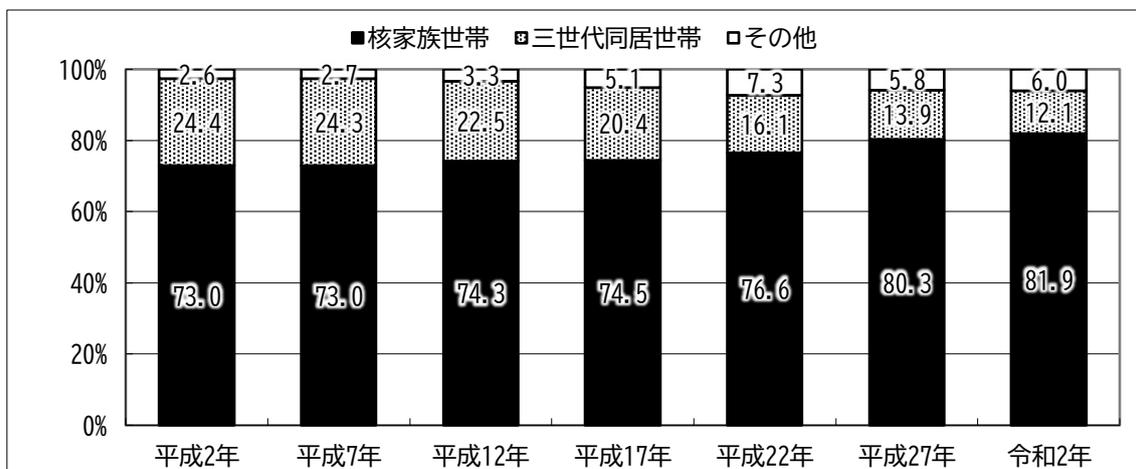
グラフ 9 世帯数および1世帯あたりの平均世帯人員の推移（内灘町）



(資料：内灘町統計書)

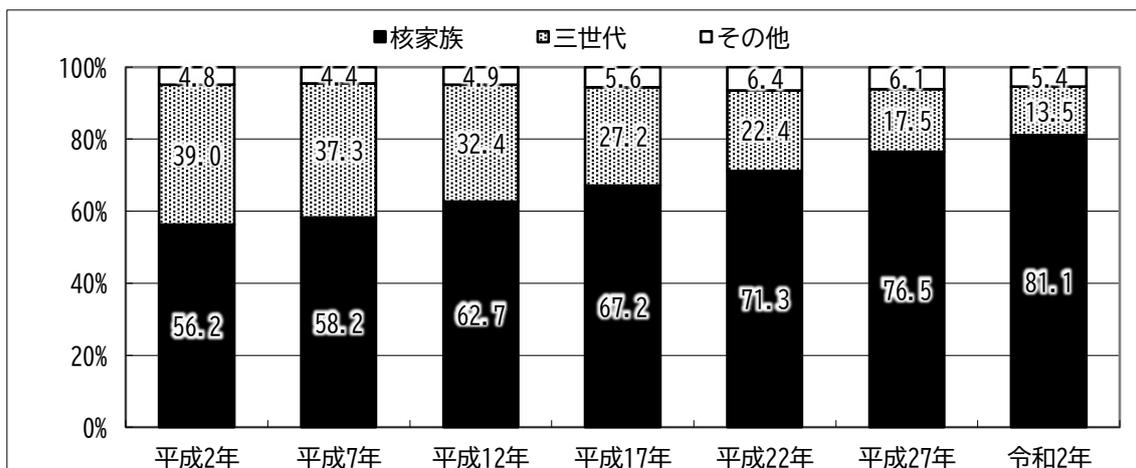
内灘町の18歳未満の子どものいる世帯の家族構成をみると、核家族世帯が占める割合が高く、令和2年は81.9%となっています。石川県値と比較すると、いずれの年でも核家族世帯が高く、3世代同居世帯が低くなっています。

グラフ 10 18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移（内灘町）



(資料：国勢調査)

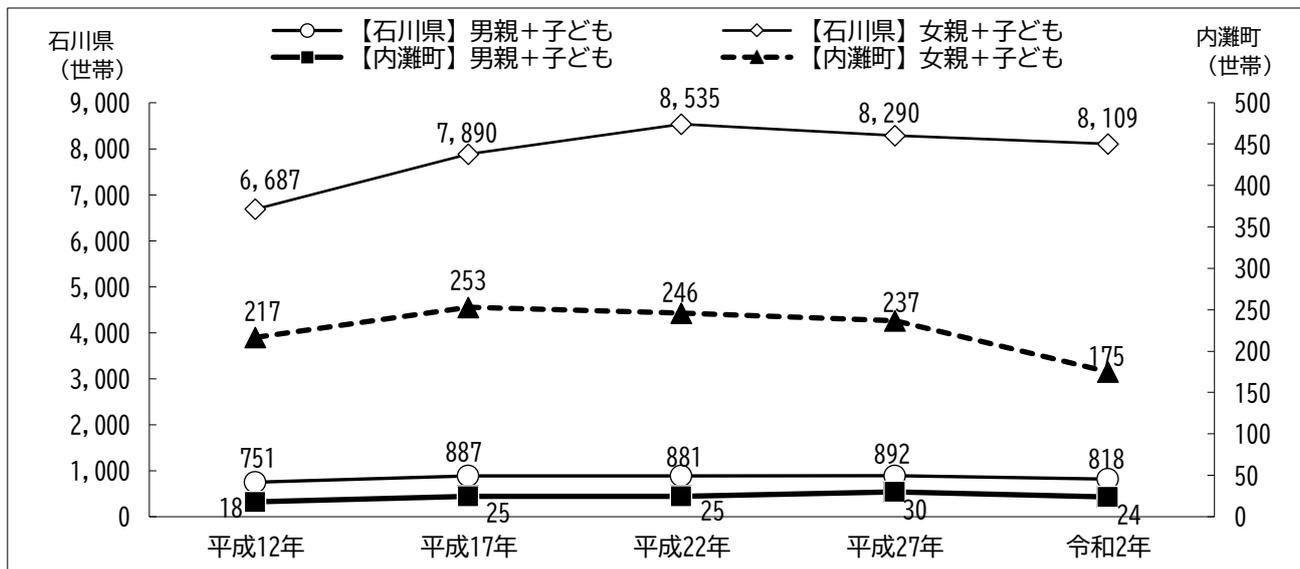
グラフ 11 18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移（石川県）



(資料：国勢調査)

内灘町の18歳未満の子どものいるひとり親世帯数をみると、平成17年までは母親と子どもからなる世帯が増加傾向となっており、その後減少し、令和2年は175世帯となっています。父親と子どもからなる世帯は平成17年以降、25世帯前後で推移しています。

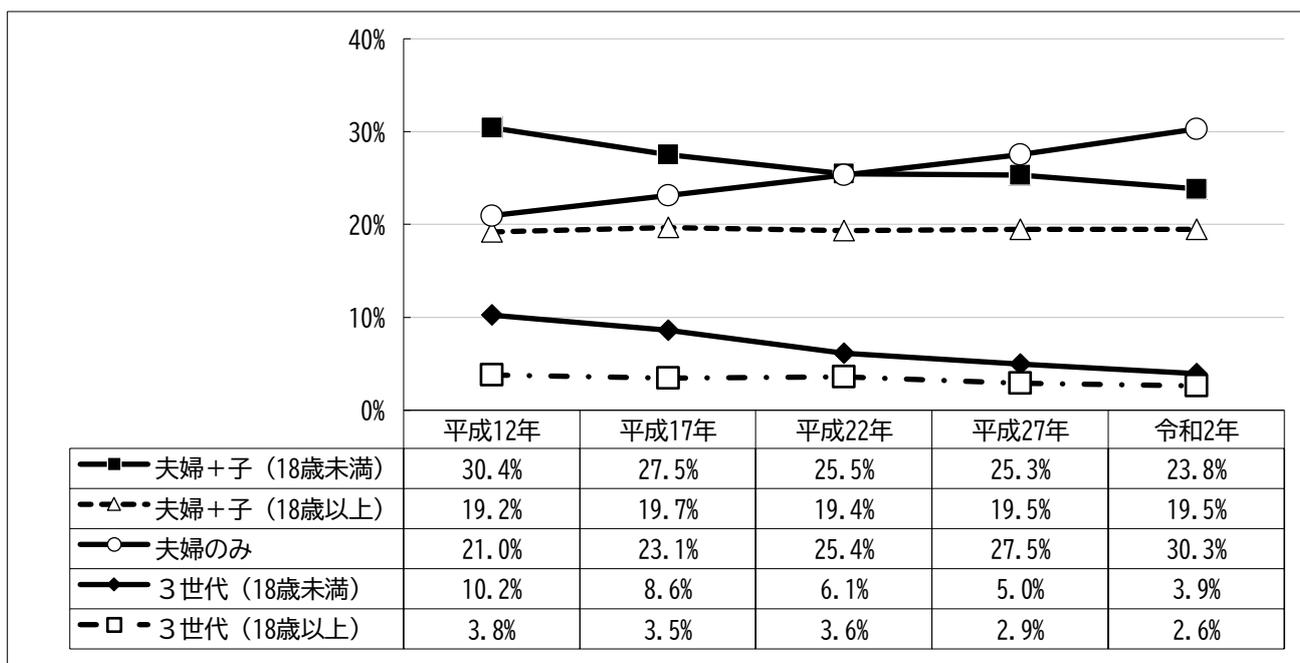
グラフ 12 18歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移（石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

内灘町の夫婦のいる世帯割合をみると、夫婦のみ世帯が増加傾向にある一方で、夫婦と18歳未満の子どもからなる世帯が年々減少しています。また、18歳未満の子どものいる3世代世帯も減少傾向にあります。

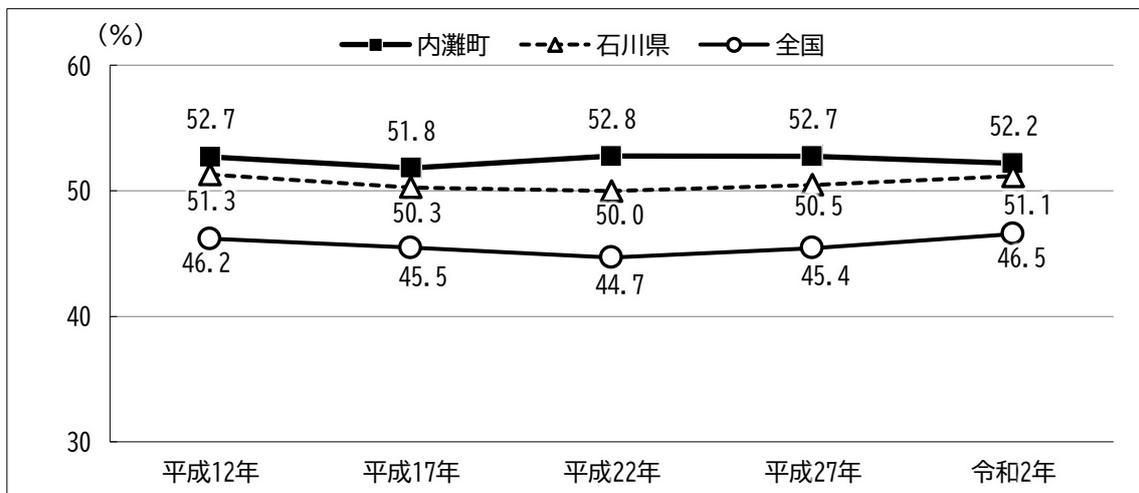
グラフ 13 夫婦のいる世帯の家族類型別世帯割合の推移（内灘町）



(資料：国勢調査)

内灘町の女性の就業率をみると、52%前後で横ばいに推移しており、令和2年は52.2%となっています。内灘町では石川県値や全国値よりも高い値で推移しています。

グラフ 14 女性の就業率の推移（全国・石川県・内灘町）

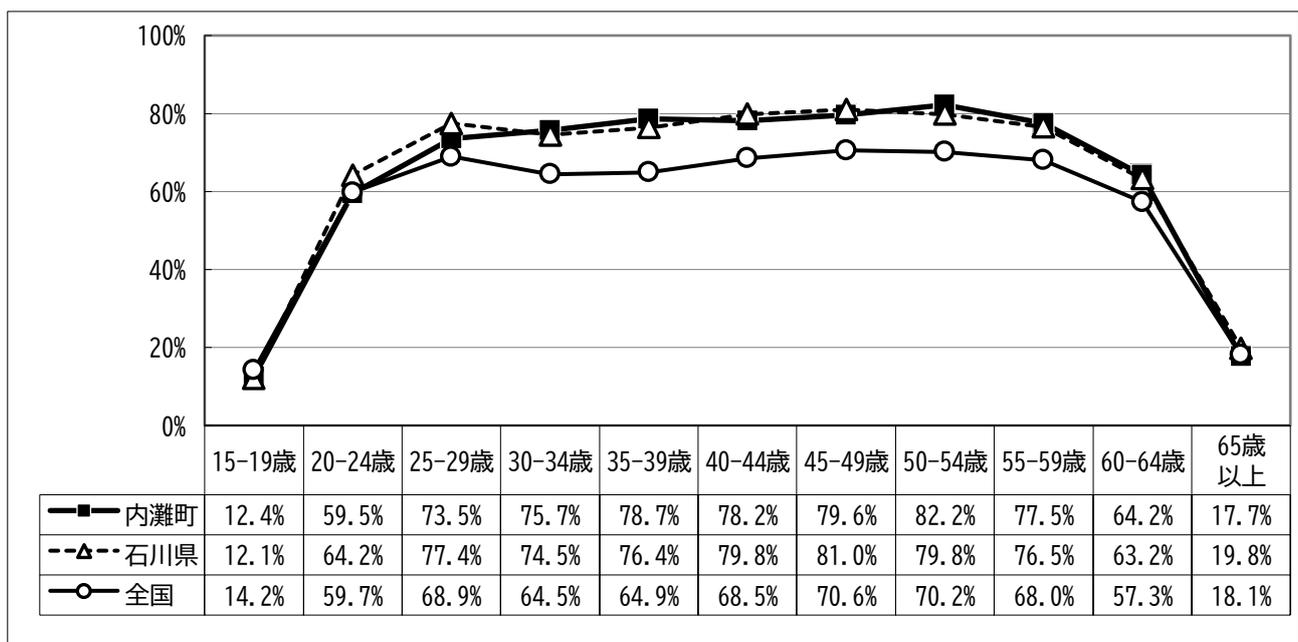


(資料：国勢調査)

女性の年齢区別の就業率は、出産や育児等によって離職する人が多い、20代後半から30代後半にかけて低くなる傾向にあるため、グラフが「M字型」を描くとされています。

令和2年には、25歳から59歳までのすべての年代で70%以上と、20代後半以降の落ち込みが小さくなっています。全国値と比較すると、35～39歳でもっとも差が大きく、13.8ポイント全国値より高くなっています。

グラフ 15 女性の年齢区別就業率 令和2年（全国・石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

(3) 生活保護世帯等の状況

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

18歳未満の児童がいる世帯で生活保護を受けている世帯は、令和5年度で3世帯となっており、ひとり親世帯で生活保護を受けている世帯と同数となっています。

表 1 18歳未満の児童がいる世帯で生活保護を受けている世帯（各年度3月末時点）

単位（世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	2	1	2	2	5	3

（資料：石川県石川中央保健福祉センター）

表 2 18歳未満の児童がいるひとり親世帯で生活保護を受けている世帯（各年度3月末時点）

単位（世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	2	1	2	2	4	3

（資料：石川県石川中央保健福祉センター）

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

令和5年度は303人となっており、近年増加傾向にあります。

表 3 就学援助を受けている児童生徒数（各年度3月末時点）

単位（人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
259	270	231	232	244	273	303

（資料：学校教育課）

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

令和5年度は172世帯となっており、減少傾向にあります。

表 4 児童扶養手当の受給世帯数（各年度3月末時点）

単位（世帯）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
218	215	191	189	187	183	172

（資料：子育て支援課）

2 子育て支援事業の現状

町内では次表のような子育て支援を実施しています。

表 2 教育・保育施設でのサービスの実施状況（令和6年度）

保育所・認定こども園名	定員 (人)	サービスの実施状況						
		延長 保育	乳児 保育	1歳児 保育	障害児 保育	休日 保育	一時 預かり	体調 不良児 保育
町立	向栗崎保育所	●	●	●	●	●	●	●
	北部保育所	●	●	●	●		●	●
私立	千鳥台幼稚舎	●	●	●	●	●	●	●
	向陽台保育園	●	●	●	●		●	●
	誠美幼稚園	●	●	●	●		●	●
	鶴が丘こども園	●	●	●	●	●	●	●
	大根布保育園	●	●	●	●	●	●	●
	内灘はまなすこども園	●	●	●	●	●	●	●
	白帆台保育園	●	●	●	●	●	●	●

- はサービスを実施している教育・保育施設
- 乳児保育はすべての施設で産休明けから
- 町立保育所は、土曜の延長保育は未実施

(資料：子育て支援課)

表 3 教育・保育サービス等の利用状況

単位 (人)

保育サービス項目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
通常保育	0歳児	入所児童数	39	27	34	28	20
		待機児童数	0	0	0	0	0
	1～2歳児	入所児童数	326	320	271	284	279
		待機児童数	0	0	0	0	0
	3～5歳児	入所児童数	669	649	659	616	563
		待機児童数	0	0	0	0	0

- 各年度の4月1日現在の児童数
- 管外受託及び委託児童数を含む

(資料：子育て支援課)

表 4 保育所・認定こども園定員の推移

単位 (人)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
公立	210	210	210	210	210
私立	897	877	889	852	822
計	1,107	1,087	1,099	1,062	1,032

(資料：子育て支援課)

表 5 町内・保育所・認定こども園の入所児童数の推移 (各年度3月31日現在)

単位 (人)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	
公立	0歳	17	13	24	18
	1歳	23	21	17	29
	2歳	26	21	26	25
	3歳	29	28	24	25
	4歳	32	32	31	24
	5歳	41	32	33	30
	計	168	147	155	151
私立	0歳	82	82	80	86
	1歳	137	120	109	116
	2歳	154	164	129	127
	3歳	179	180	185	141
	4歳	178	179	185	185
	5歳	192	179	184	186
	計	922	904	872	841

•管外受託児童数を含む (委託を除く)

(資料：子育て支援課)

表 6 幼稚園の園児数の推移 (各年度5月1日現在)

単位 (人)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
3歳	7	2	2	1	1
4歳	3	6	1	2	0
5歳	6	3	5	1	2
計	16	11	8	4	3

(資料：子育て支援課)

表 7 児童館・児童センターの施設一覧

名称	開設年度	場所
向粟崎児童館	昭和 42 年	向粟崎 1 丁目 420 番地
内灘児童館	昭和 52 年	大清台 140 番地
室児童館	昭和 54 年	室イ 79 番地 1

(資料：子育て支援課)

表 8 学童保育クラブ一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

名称	校区名	場所
向粟崎学童保育クラブ	向粟崎小学校	向粟崎 2-382（向粟崎小学校内）
清湖学童保育クラブ	清湖小学校	向陽台 2-294（清湖小学校敷地内）
鶴ヶ丘学童保育クラブ	鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ丘 2-161-1（保健センター 2 階）
大根布学童保育クラブ	大根布小学校	大根布 6-2（大根布小学校内）
白帆台学童保育クラブ	白帆台小学校	白帆台 2-168（白帆台小学校内）
西荒屋学童保育クラブ	西荒屋小学校	西荒屋ハ 6-7（西荒屋小学校内）

(資料：子育て支援課)

表 9 学童保育クラブのクラブ数と利用者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
クラブ数	7	6	6	6	6
利用者数 (人)	421	380	340	343	340

(資料：子育て支援課)

3 ニーズ調査の結果

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を下記の日程で実施しました。

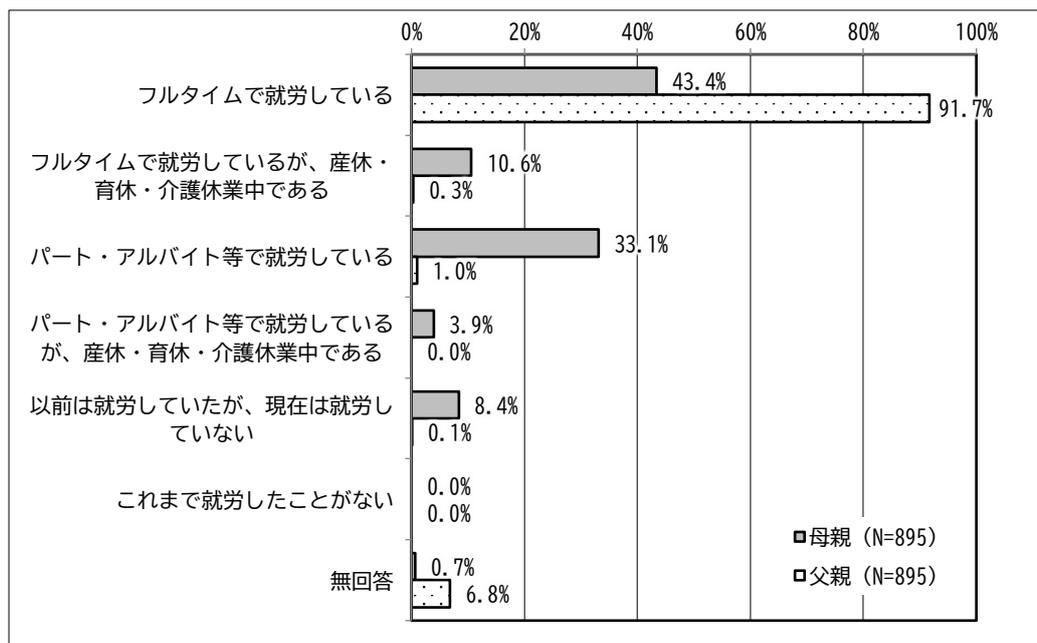
	就学前児童用調査	小学生用調査
調査方法	保育所等にて配布・回収 (一部郵送)	学校にて配布・回収
調査対象者	町内に在住する 0～6歳の就学前児童の保護者	町内に在住する 小学校1～4年生の児童の保護者
調査期間	令和6年1月22日～1月31日	令和6年1月22日～1月31日
対象者数	835票	824票
回収数	671票	711票
回収率	80.4%	86.3%

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

①保護者の就労状況について

現在の就労状況について、母親は、就学前では9割が就労しており、フルタイムが4割を超えています。父親は9割以上がフルタイムで働いています。

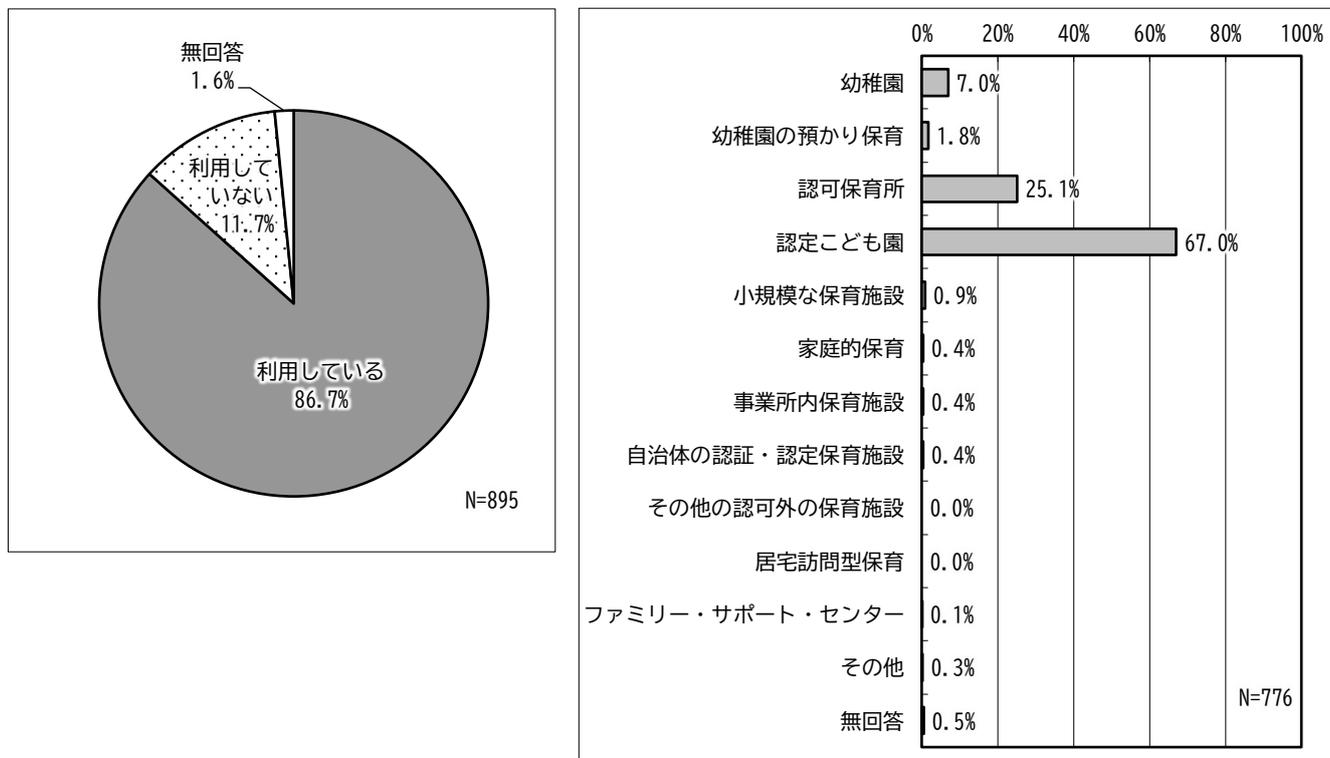
グラフ 16 【就学前】保護者の就労状況



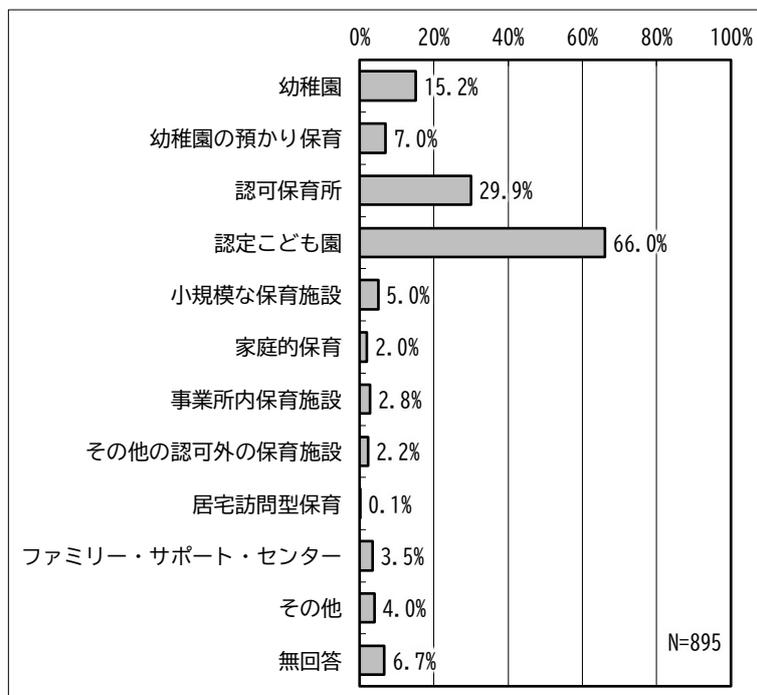
②教育・保育施設等の利用について

保育所、認定こども園を利用している人は、8割を超えています。

グラフ 17 【就学前】幼稚園や保育所等の利用



グラフ 18 【就学前】利用したい施設やサービス

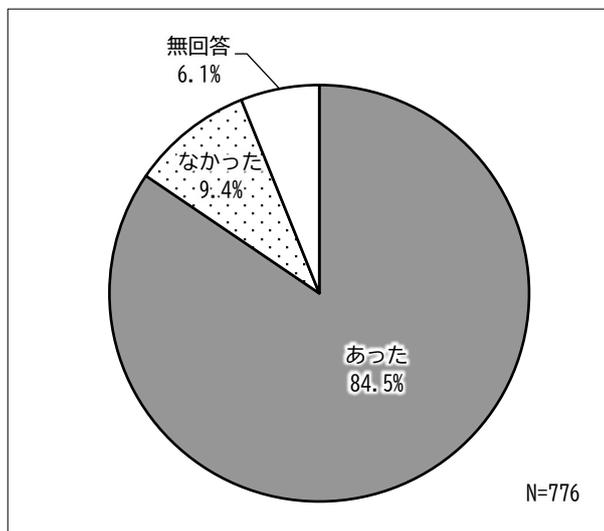


③病児保育や不定期の事業について

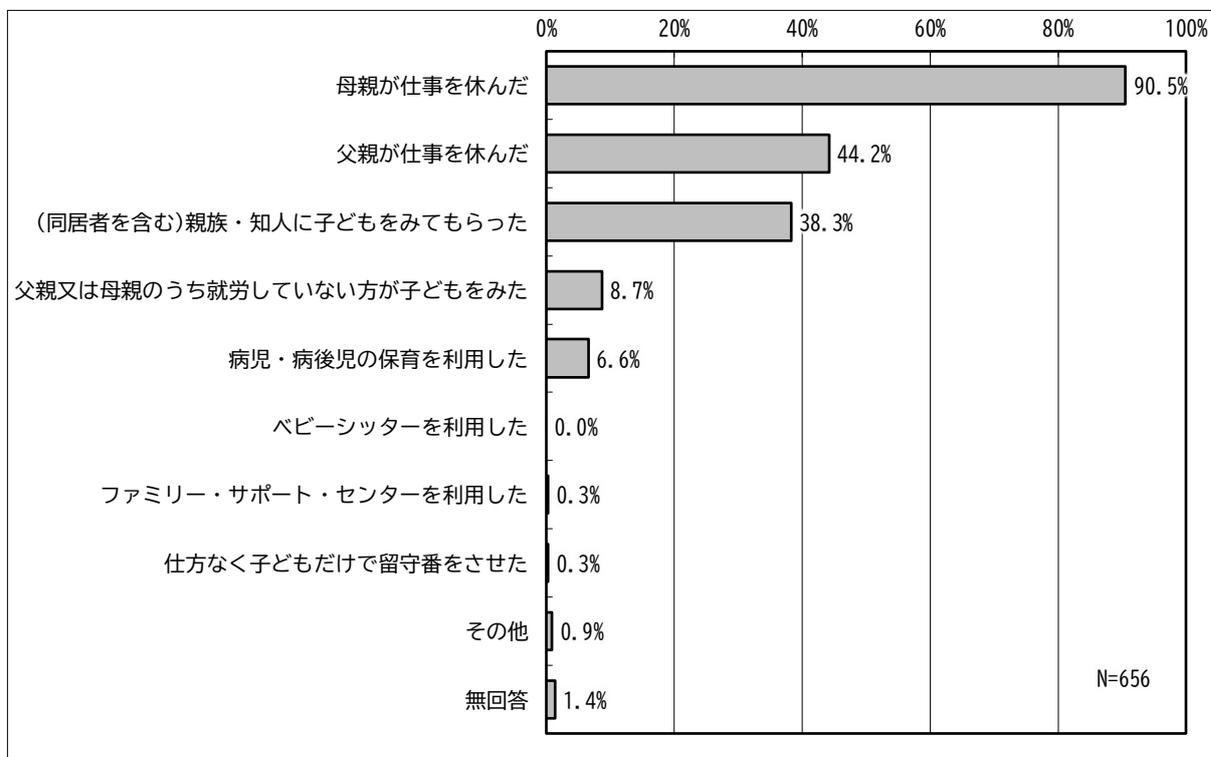
病气やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったことがあった人は、8割を超えています。

病气やけがの際の対処方法として、「母親が仕事を休んだ」が最も高くなっています。

グラフ 19 【就学前】病气やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったこと

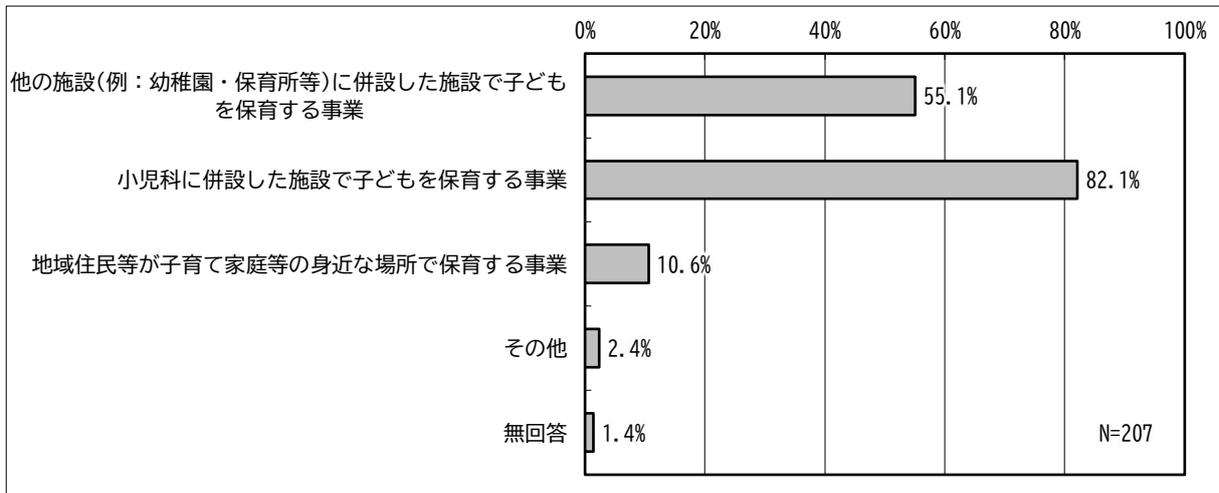


グラフ 20 【就学前】利用できなかった場合の対処方法

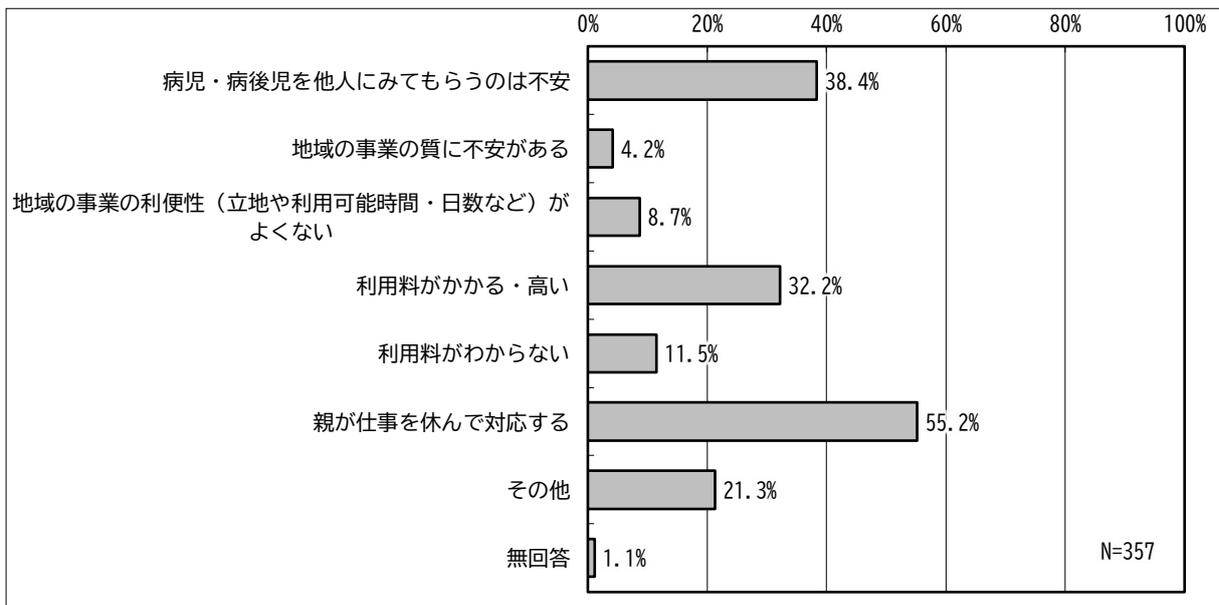


お子さんが病気やけがの際の理想的な事業は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が高くなっています。

グラフ 21 【就学前】望ましいと思う病児・病後児保育の事業形態



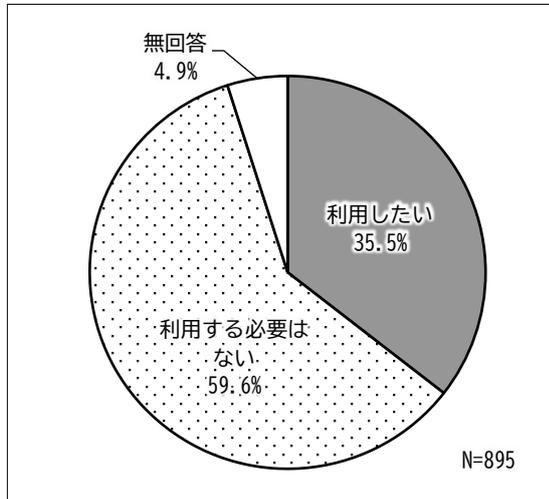
グラフ 22 【就学前】病児・病後児の保育施設等の利用を希望しない理由



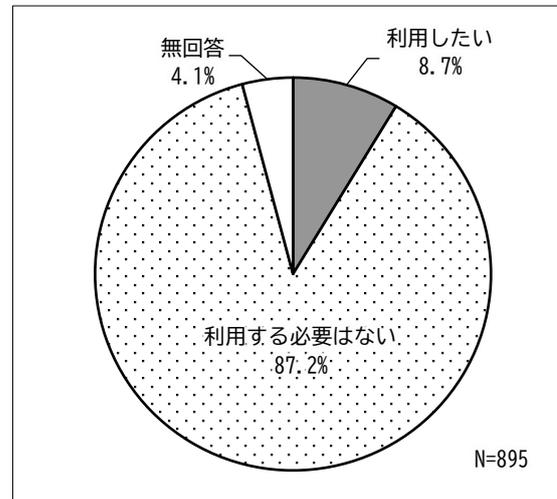
私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事等を理由として、保育所等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、約4割が利用したいと回答しています。

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊まりがけで家族以外に預けるサービスについて、約1割が利用を希望しています。

グラフ 23 【就学前】「一時預かり」の利用意向



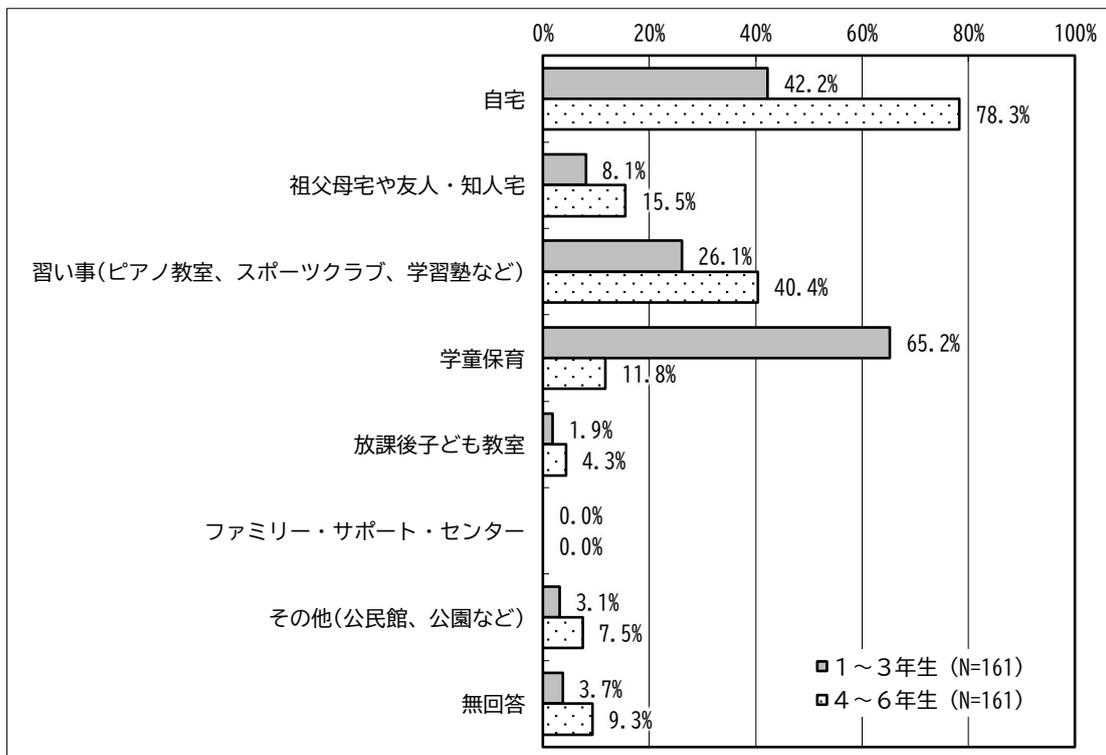
グラフ 24 【就学前】「泊まりがけ」で家族以外に預ける必要があった時の短期入所希望の有無



④放課後の過ごし方について

放課後に過ごさせたい場所について、学童保育は低学年で約7割ある一方、高学年になると1割となっています。

グラフ 25 【小学生】放課後に過ごさせたい場所



第3章 計画の基本的な考え方

1 大切な視点

国から示された基本指針を踏まえて、内灘町の子ども・子育て支援事業計画を策定するうえで必要な視点を下記のように設定します。

① すべての「子育て」を支援する

- 子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燦々(さんさん)とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です(内灘町子どもの権利条例)。
- すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります(内灘町子どもの権利条例)。
- すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全で安心して行動できる環境が大切です。

② 「親育ち」を支援する

- 子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが重要です。
- より豊かな子育てを実現するため、男女共同の意識のもと、働き方や価値観等を理解しあい、お互いに配慮しあいながら、子育ての第一の責任者として、父親も母親も積極的に子育てに関わっていくという自覚が必要です。
- 出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など厳しい状況が続く中、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要です。

③ 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援する

- 「子どもは、町の宝」、「次世代の担い手である子どもたちを地域ぐるみで育てよう」という社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすことが大切です。
- 地域の施設や様々な人材、団体等の資源を十分かつ効果的に活かす取り組みを進めることで、子どもや子育て家庭への支援を充実することが重要です。

2 基本理念

本計画を達成するにあたり、計画の理念を掲げます。

～子どもも大人も、内灘ぐるみで育て、育ちあうために～

子育て、親育ちを温かく見守り支える 内灘づくり

こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

現在提供されている支援策の多くは、大人側の利便性が優先されたものが多く、子どもの目線が欠けたものとなっています。

子どもの豊かな感受性を育てたり、幼少期に養われていくはずの社会性を身につけさせたり、という取り組みが行き届かなくなっているのが現状です。自分らしさや、生きていくための社会性等は、幅広いかかわりあいのなかですくすくと伸び、また身につけていくものです。

内灘町では、「子育て、子育て、親育て、親育て」にかかわる支援を、個々の状況にあわせ、質的にも量的にも、より複合的な支援を行っていくことで、子どもの生存と発達を保障し、親が自信を持って「子育て」を行えるように取り組んでいきます。

子育てを「地域ぐるみによる次世代の親育て」として捉え、一人ひとりの子どもたちが健やかに育つため、親が子育てを通して喜びに満ちた生活を送るため、子育て・親育てを温かく見守り支える内灘づくりのために、幅広い人々のつながり、町民、企業、行政の連携・協働を通して、地域の輪（ネットワーク）を広げていけるよう、一体的に取り組んでいきます。

「こどもまんなか社会」とは、

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

3 基本目標

計画の基本目標を次のように定めます。

基本目標 1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもにとって最善の利益を保障するため、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことを目指し、家庭、学校、地域等において子どものための環境づくりを進めます。
- 子ども一人ひとりの多様性や成長のペースを重視しながら、子ども自身の生きる力・育つ力を見守り、発達段階に応じた支援を行います。
- 全てのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えます。

基本目標 2 子育てと親育ちを支える環境づくり

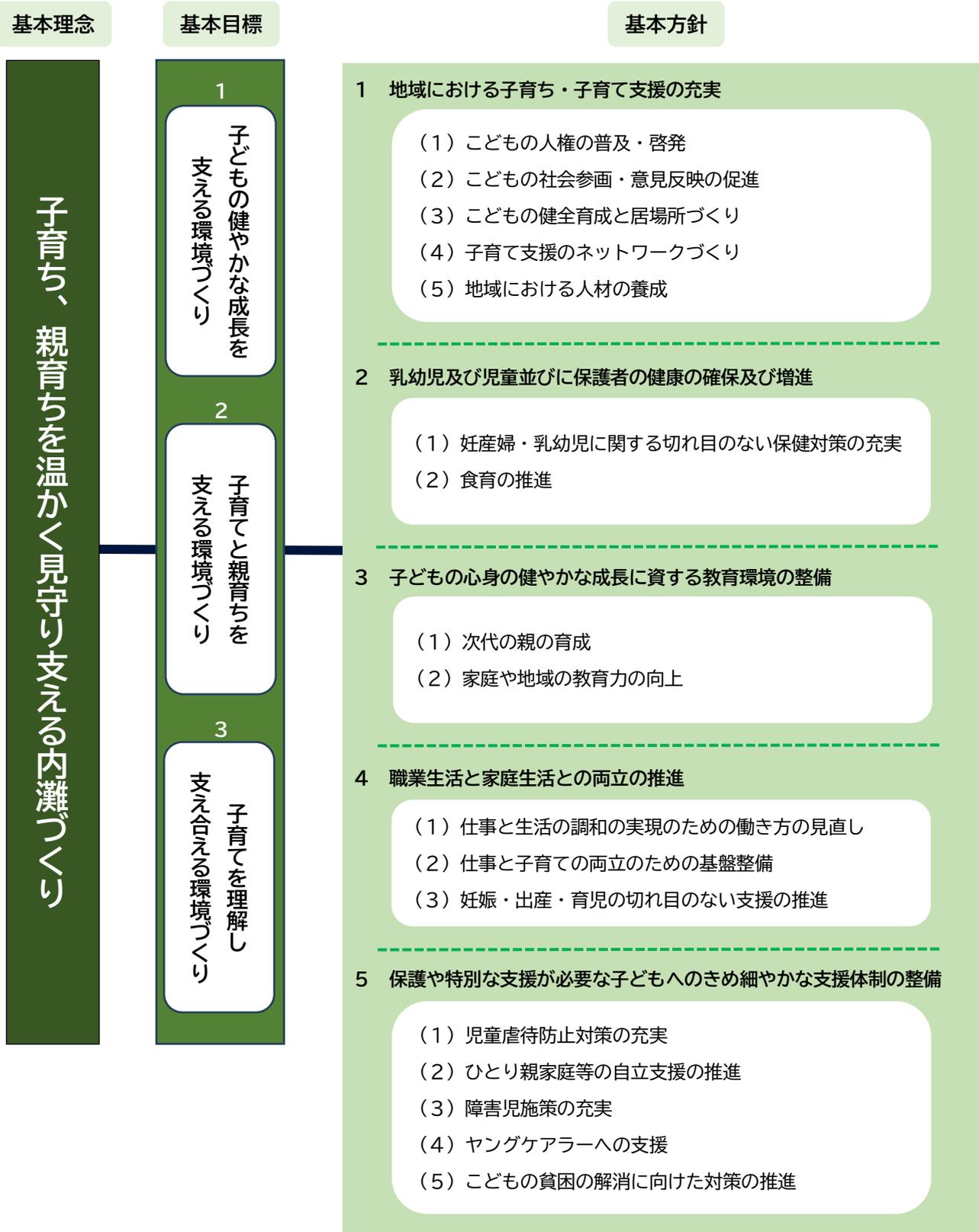
- 男女が協力して家庭を築き、子育ての楽しさや苦勞を分かち合いながら、「男女ともに子どもを育てる」ことを通して、子も親も成長できる環境づくりを進めます。

基本目標 3 子育てを理解し、支え合える環境づくり

- 地域の一員である子どもたちを、町ぐるみで育てていくために、町民、企業、行政そして関連機関等、地域の様々な担い手が協力しあい、「子どもの健やかな成長と子育て家庭」を見守っていくための環境づくりを進めます。
- 母親となる女性だけでなく、父親となる男性も含めた「働き方の見直し」には、企業等の理解と協力が不可欠であるため、その環境づくりへの積極的な参加を推進します。

4 計画の体系

計画の理念や3つの基本目標に基づき、5つの基本方針を定めます。



第4章 施策の展開

1 地域における子育て・子育て支援の充実

現状と課題

- 令和6年11月に実施した「子どもへのアンケート」の結果では、「こどもの権利」について「知っている」が小学生は28.5%、中学生は47.7%で認知度が低くなっています。
- こどもまんなかのまちづくりを進めるためには、こどもや若者が権利の主体として認識され、権利を保障される必要があり、こども、こどもの育ちにかかわる地域社会全体がこどもの権利に対する理解を深めていく必要があります。
- こどもにとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、こどもが様々な地域活動や社会活動に興味を持ち、参加・参画することで、自主性や社会性を身に付けるとともに、仲間づくりのきっかけ等につながるよう、引き続き情報発信していくことが重要です。
- カンガールーム内灘では、利用者に対し、相談窓口としての役割や一時保育の実施など各種支援サービスを拡大してきました。新たな事業として、令和2年4月からセンターにおいて多胎児保育事業を実施していますが、利用者は少ない状況です。
- 町ホームページ、フェイスブックの他に、「いしかわ中央子育てアプリ」にイベント情報や子育て支援に関する情報を提供しています。
- 町内全ての保育所等において産休明けからの保育とともに、看護師を配置し、体調不良時保育や休日保育を実施しております。また、町内全ての保育所等に防犯カメラを設置し、さらに町立保育所等に110番非常通報装置を設置し、安全安心な体制づくりに努めています。
- 校舎の活用等により学童保育クラブの整備・確保を進めました。また、情緒や行動面等に何らかの援護を要する児童が増加傾向である事など指導員等の更なる資質の向上が求められています。
- 多子世帯の経済的負担を軽減する支援として、保育料の軽減や学童保育料の助成をしています。
- 「子どもへのアンケート」の結果では、「安心していられる場所」として小学生と中学生とも「自分の部屋」が最も高くなっていますが、小学生では「ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はない」の回答がみられます。
- 子どもの居場所づくりとして、町立図書館では、ボランティアによる絵本の読み聞かせ等が定期的に行われています。カンガールーム内灘で、冬場の遊び場として、令和2年度より冬期間（12月～3月）は毎週開館とし利用日を拡充しています。
- スクールカウンセラーや公認心理師が子どもと保護者の相談に応じることで、よりよい学校生活が送れるよう支援することができています。不登校児童生徒の増加により、今後相談件数の増加が見込まれるため、新たな相談体制が求められています。
- 子どもの安全を確保するため、PTAや学校安全ボランティア等の地域、学校及び関係機関で連携して取り組んでいますが、学校安全ボランティアの高齢化により参加者の減少が見込まれ、問題となっています。
- 町のイベント等で、中高生たちを中心としたボランティアサークル ZERO（ゼロ）が活動し、地域の中での交流を深めています。
- 公民館等で開催している「わくわく土曜体験教室」は子どもたちと地域住民と交流する機会となっていますが、令和5年度は参加者が減少しているため内容の見直しが必要です。

事業実績の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カンガルーム内灘利用者数	人	16,308	6,751	3,704	5,314	8,851
保育施設併設支援センター利用者数	人	2,757	1,098	592	1,100	1,735
カンガルーム内灘一時保育利用者数	人	518	101	108	169	241
カンガルーム内灘一時保育利用時間	時間	1,662	283	275	466	738

(資料：カンガルーム内灘)

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリー・サポート・センター利用者数	件	205	130	299	151	97
産前産後安心ヘルパー利用回数	回	32	26	0	81	16
町内保育所・認定こども園子育て支援センター連絡会議	回	6	3	2	5	5
いしかわ中央子育てアプリダウンロード数	件	59	22	31	92	60
学童保育クラブ入会児童数(延べ人数)	人	4,086	3,678	3,959	3,438	3,598
スクールカウンセラー相談時間数	時間	106	98	109	123	122
通学路交通安全プログラムに基づく安全点検	校	1	1	2	1	2
登下校防犯プランに基づく安全点検	校	6	6	6	6	6
職場体験(わく・ワーク)子育て関連	カ所	25	中止	中止	中止	0
インターンシップ 子育て関連	人	0	0	0	0	0
わくわく土曜体験教室	回 (人)	79 (869)	25 (280)	21 (198)	33 (288)	21 (149)

(資料：カンガルーム内灘、子育て支援課、学校教育課、文化スポーツ課)

(1) こどもの人権の普及・啓発

① こどもの人権の普及・啓発

こどもには、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

こどもの育ちにかかわる地域社会全体に対し、様々な機会を捉えて権利の普及・啓発を行い、権利の理解の促進を図ります。

② 人権教育の推進

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

(2) こどもの社会参画・意見反映の促進

こどもが様々な地域活動や社会活動に興味を持ち、参加・参画できるよう、こどもや保護者に向けて SNS やホームページ等を活用して情報を発信します。

こどもの意見を聴く手法や反映方法について検討を進め、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会づくりに取り組みます。

(3) こどもの健全育成と居場所づくり

① 学童保育クラブの充実

利用者のニーズを把握しながら、利用時間や定員の拡大等、昼間保護者のいない児童の放課後の居場所として、学童保育クラブの整備・確保を推進し、安全・安心な環境を整備します。

② 公民館等の地域資源を活用した子どもの居場所づくり

カンガルーム内灘で利用日を拡充し、子どもの遊び場とするほか、少年の家や体育館等の地域資源を活用した中高校生を含めた子どもの活動の場を確保します。

③ 子どもの相談体制の充実

様々な悩みを抱えた子どもとその保護者の相談窓口について情報を提供するとともに、町立小中学校のスクールカウンセラーや、教育センターの公認心理師による相談枠を増やすとともに、個別訪問型支援（アウトリーチ）の導入など相談体制の充実を図ります。

④ 子どもの安全を確保する活動の推進

子ども自身が自分の身を自分で守ることの大切さや手段を学ぶことのできる防犯教育を実施します。通学路交通安全プログラム、登下校防犯プランに基づく安全点検を継続実施するとともに、学校安全ボランティアの参加者を増やす取り組みを進めます。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

① カンガルーム内灘を中心とした子育て支援のネットワークづくり

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援を実施するために、カンガルーム内灘を中心とした各種支援サービスや取り組みに対し、組織、情報のネットワークづくりを進めます。

また、一時保育事業や多胎児保育事業等の子育て支援を身近で気軽に受けることができる体制づくりとともに、子育ての相談事業とあわせて職員の専門性を高めていきます。

② 子育て支援に関する情報提供の充実

各種子育て支援サービス等を利用者に十分周知させるため、子育て家庭が利用する病院やスーパー等の施設内の掲示の他、地域情報誌において情報提供の充実を図ります。また、町ホームページやフェイスブック等を活用し、より多くの方への情報提供の機会を増やしていきます。

(5) 地域における人材の養成

① 中高生ボランティアの受け入れ推進

中高生がカンガルーム内灘や保育施設併設支援センター等で、保育ボランティアとして乳幼児の世話を体験する機会を提供します。

② 地域内・世代間交流の促進

子どもや親が地域住民とふれあう機会の提供や地域の行事等に参加できる取り組みの充実を図るとともに、地域の中の子育て支援の担い手を発掘し、それら担い手による活動を支援します。このような交流を通して生まれる自主的な活動により、安心して子育てできる環境を築き、そこに住むすべての人にとって生活しやすい町づくりにつなげていきます。

2 乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進

現状と課題

- 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、関係機関との連携を十分に図り、切れ目のない支援を継続しています。今後も支援体制を整備、充実するとともにより広く周知することが求められています。
- 妊娠中に血糖値が高く精密検査を実施する妊婦が複数名みられます。妊婦の生活習慣は生まれてくる児や家族全体の生活習慣にも影響するため、妊娠期からの正しい食習慣等の知識の普及啓発に努める必要があります。
- 第3次健康プランを策定する中で、小児肥満が増え、年齢が上がるにつれ幼児の生活リズムに乱れが生じていることが浮き彫りとなりました。
- 外国籍の親子に対し、母子保健事業等について理解をしてもらうため、多言語による情報提供を実施するとともに、通訳ボランティアの派遣等による支援を行っています。
- 障害の早期発見、早期療育を目的に健診時のアセスメントシートを有効活用し、各関係機関と連携しながら、健診後も経過観察児のフォローを継続しています。
- 「食育」については、子どもの頃から家庭や学校、地域など様々な場所で学び、身に付けていくものであり、今後も「食べる力」を育てる取り組みが重要になります。
- 食事作り等の体験活動や子ども参加型の取り組みを実施してきましたが、新型コロナウイルスの流行により事業を中止しました。影響が落ち着いてからも再開できていない事業もあるため、事業内容の見直しも含め、関係機関との連携についても検討が必要です。

事業実績の推移

表 1 母子手帳交付状況の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子手帳交付数	件	152	141	154	115	125

(資料：保健センター)

表 2 訪問指導件数の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導（妊産婦）	人	176	155	170	166	149
訪問指導 （乳児※新生児含む）	人	174	165	170	168	151
訪問指導（幼児）	人	267	200	146	199	136

(資料：保健センター)

表 3 乳幼児健康診査（集団）受診状況の推移

事業内容		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4 か月児健診	対象者数	人	142	160	143	155	121
	受診者数	人	140	158	141	153	119
	受診率	%	98.5	98.8	98.6	98.7	98.3
1 歳 6 か月児健診	対象者数	人	188	189	152	164	171
	受診者数	人	184	187	147	162	168
	受診率	%	97.8	98.9	96.7	98.8	98.2
3 歳児健診	対象者数	人	176	231	214	188	190
	受診者数	人	171	227	203	183	184
	受診率	%	97.1	98.3	94.9	97.3	96.8
5 歳児健診	対象者数	人	241	212	221	220	218
	受診者数	人	240	206	216	213	215
	受診率	%	99.6	97.2	97.7	96.8	98.6

(資料：保健センター)

表 4 妊産婦・乳幼児健康診査（個人）受診状況の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健診 1～14 回目	人	1,843	1,662	1,970	1,598	1,586
妊婦健診 15～17 回目	人	26	15	12	17	15
妊婦歯科健診	人	45	39	49	46	40
産婦健診	人	138	140	153	140	127
1～3 か月児健診	人	137	139	149	143	125
9～11 か月児健診	人	160	148	130	152	125

(資料：保健センター)

表 5 各種教室・相談参加人数の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦教室	人	16	5	4	2	6
離乳食教室 (ひよっこサークル)	人	54	18	27	28	31
幼児発達相談	人	31	23	27	29	28
幼児ことばの教室 (あいうえ教室)	人	58	54	37	49	69
育児発達相談 (来所)	件	66	63	44	25	37
育児発達相談 (電話)	件	303	355	258	241	255
ヤングママセミナー	人	25	14	0	2	0
ベビーマッサージ	人	83	46	49	53	36
乳幼児対象の食育事業	回 (人)	3 (40)	中止	中止	1 (10)	3 (31)
保育所児対象の食育事業	回 (人)	4 (376)	中止	中止	中止	中止
小・中・高校生対象の 食育事業	回 (人)	11 (412)	1 (57)	2 (74)	5 (58)	5 (95)

(資料：カンガルーム内灘、保健センター)

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援を継続して実施します。乳幼児健診では乳幼児の生活リズムと脳の育ち、食習慣等について、すべての保護者に周知したいことを集団健康教育として普及啓発していきます。

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導、母子の健康保持・増進、疾病の予防や障害の早期発見・療育に向けた体制の更なる充実を図ります。

また、産科医療機関等と連携し妊娠期からの相談体制を整え、産後の母子に対する心身のケアなどを行う産後ケア事業を継続し、育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるよりよい環境づくりに努めていきます。

(2) 食育の推進

幼少期は食の基礎を作る大事な時期であり、肥満や生活習慣病予防の出発点であることから、自らが正しく食の選択を行える力を身につけ、基本的な生活習慣の形成につながる食育を推進します。

心身の発達に適切な「食」について、保育所や認定こども園及び小中学校の給食や家庭科等の教育課程において、関心や理解を深めるよう努めていきます。食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めるとともに、食育活動を通じて学んだことを、家庭で共有することで健全な食習慣の定着を促進し、食育を推進していきます。

また、乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、自らが正しく食の選択を行える力を身につけ望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所等において、家庭や地域と連携しながら食育を推進していきます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

- 中学生が乳幼児とふれあう機会となっている「赤ちゃんとママから学ぼう」は、コロナの影響で中止が続いています。乳幼児と触れ合う良い機会であり、育児に対する興味や親に対する感謝の気持ちなどにもつながるため、活動の再開が望まれています。
- 学校・家庭・地域社会が一体となって地域教育力の活性化を図りながら、子どもたちの豊かな心を育むため、心の教育推進事業を実施しています。また、学校の授業とは異なった体験型のスポーツや文化などの多彩な教室を土曜日に開催する「わくわく土曜体験教室」を平成29年度から実施しています。
- 各公民館等では、書道や珠算、空手等の児童向け教室や各種事業があり、多くの子どもたちの体験の場となっています。
- 子どもを地域全体で育む観点からも、学校及び家庭そして地域が連携しながら、「家庭と地域の教育力」を総合的に高めることが重要です。

事業実績の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内灘中学校『赤ちゃんとママから学ぼう』	組	14	中止	中止	中止	中止
CAPセミナー	回 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
わくわく土曜体験教室	回 (人)	79 (869)	25 (280)	21 (198)	33 (288)	21 (149)
親子ふれあい事業	回 (人)	15 (632)	4 (87)	2 (60)	10 (361)	9 (675)
青少年健全育成事業	回 (人)	9 (630)	4 (43)	7 (103)	8 (363)	10 (336)

(資料：カンガルーム内灘、文化スポーツ課)

(1) 次代の親の育成

保育所や認定こども園、保護者の協力を得ながら、児童生徒が乳幼児・保護者とふれあう機会が確保できるよう関係機関と連携して検討します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育・親育ち支援の充実

多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供することにより、親として果たすべき役割や責任を自覚できるよう「親育ち」への支援を充実します。

② 公民館等における家庭・地域教育の充実

公民館における生涯学習をより充実させていくとともに、参加者を増やすために各種事業等の内容を拡充していきます。また、町民にとって最も身近な公共施設として、子ども同士や親子、そして地域の幅広い世代が交流しあう場として活用します。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

- 「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）」に関する広報記事や「自分らしさ」を見つける講演会の実施など、固定的な役割分担意識の解消に向けた取り組みを実施しています。
- 就労者や事業者、町民に育児休業制度等への理解を深めてもらうために、町広報やホームページ、チラシ・ポスターの設置・配布による情報提供しています。
- 仕事と子育ての両立を支援する環境づくりとして、急病で、保育所等や学校で過ごすには病状が回復していない病気のお子さんを保育する病児保育（金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」）の定員を令和元年10月に見直し、利用しやすい環境としています。
- 町内7ヶ所の私立施設すべてが認定こども園に移行し、3歳以上の子どもの保護者が就労の有無に関わらず利用できる環境が整っています。
- カンガルーム内灘において、妊産婦が集い、助産師や保育士に育児の相談や育児体験ができる「妊婦交流会」を実施しています。今後も町広報やホームページ等で情報を提供し、参加しやすいよう内容の充実を図ります。

事業実績の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川中央広域圏男女共同参画推進協議会啓発事業の実施	回	1	1	1	1	1
ふらっとミニセミナー、その他講演会等の実施	回	1	1	1	1	1
文化芸術祭（総合文化祭）でのパネル展示の実施	回	1	中止	中止	1	中止
女性活躍推進に関するセミナーの実施	回	0	0	0	0	0
学童保育クラブ入会児童数（3月）	人	304	292	274	248	265
保育所等入所児童数（3月）	人	1,139	1,090	1,051	1,027	992
一般不妊治療費助成	件	9	7	15	4	1
特定不妊治療費助成	件	37	31	30	30	1
不妊治療費助成（令和4年度～）	件				9	65
先進医療費助成（令和4年度～）	件				1	25

（資料：文化スポーツ課、子育て支援課、保健センター）

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 意識改革を図るための広報・啓発活動の推進

国、県、関係団体等との連携を図りながら就労者、事業者、町民等の固定的な役割分担意識や職場優先の意識を改革するための広報・啓発活動を積極的に推進します。特に、広報・啓発活動については、広報や町ホームページとともに、SNSの活用など周知したいターゲット層に向けた媒体について検討します。

② 関係法制度の広報・啓発活動の推進

育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度に関する各事業者への啓発活動を進めるとともに、就労者がその理解を深めることで、制度の定着を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや学童保育クラブの充実等により、様々な働き方に対応した子育て支援を展開します。

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、外国語にも対応した情報提供や相談支援等を行います。ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、幼稚園教諭や保育士の確保に努めるなど幼児期の学校教育・保育等の基盤を計画的に整備します。

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

妊娠期から保健センターやこども家庭センター、カンガールーム内灘など身近な場所での相談に応じるとともに、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、妊娠から出産後までの支援を切れ目なく継続していきます。

5 保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

現状と課題

- 新たに令和6年4月から、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを開設しました。こども家庭センターでは妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等も実施します。
- 「要保護児童対策地域協議会」ではこども家庭センターが事務局となり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造とし、要保護児童等に対して適切な支援を行っています。また、民生委員・児童委員や学校、保育施設等に子ども虐待対応のための手引き「わたしたちができること」を配布し、地域の目での見守りや支援につなげています。
- ひとり親家庭に対して、経済的支援をしています。また、内灘町社会福祉協議会では「すみれ会」として、ひとり親家庭同士の情報交換や行事等を通し交流を深める環境づくりをしています。
- ひとり親世帯に対し、平成28年度より学習支援事業（小学生：夏休み、中学生：8月～2月）を開催しています。また平成30年度からは学習支援事業参加者に対し、孤食防止等居場所づくりとして、子ども食堂を実施しています。
- 就学後に放課後等デイサービスを利用している障害のある児童に対し、必要に応じてサービス利用している事業者や学校等含めた担当者会議を開き、情報を共有しています。
- 発達の子になる子どもについては、関係機関等が連携し、情報提供に努めています。また、「ママ支援会議」や、発達障害児等の保護者で構成される「あいうえ親の会」の活動に参加し、障害児福祉サービスの情報提供を行っています。今後も継続した支援が必要となっています。
- 保育所、認定こども園、学童保育クラブ、小中学校の特別支援学級で、障害のある子どもを受け入れ、それぞれ保育士や教員等の補助員の加配を行っていますが、支援が必要な子どもの増加により、必要な人員の確保が難しくなっています。
- 「子どもへのアンケート」の結果では、自分が中心となって、お世話をしている家族のがいると答えた割合は、小学生31.1%、中学生9.1%となっています。
- ヤングケアラーは、外部から発見が難しく、支援が必要な子どもの特定が困難なことも課題となっていることから、日頃からの学校関係者等、周囲の大人の気づきが大切であり、ヤングケアラーの啓発を進めることが重要です。
- こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。
- こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

事業実績の推移

事業内容	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待防止講演会	人	中止	中止	中止	56	39
要保護児童対策地域協議会 実務者会議	回	4	4	2	4	2
要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議	回	7	0	5	11	10
ひとり親家庭等児童奨学金 支給事業(延べ人数)	人	2,374	2,283	2,242	2,118	1,924
ひとり親世帯学習支援事業	人	17	7	9	13	13
障害児相談支援(延べ人 数)	人	129	156	179	175	200
保育所等訪問支援 (延べ人数)	人	5	0	4	2	2
児童発達支援(延べ人数)	人	70	82	110	124	88
放課後等デイサービス (延べ人数)	人	400	450	485	513	547

(資料：こども家庭センター、子育て支援課、福祉課)

取り組みの方向性

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会が有効に活動するため、児童相談所と連携し、その運営の中核となるこども家庭センターへの専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上により機能強化を図ります。

② 子育てに関する相談体制の充実

こども家庭センターを開設し、支援対象者の年齢、支援内容の幅を広げ、身近な相談機関になるよう周知します。子育て家庭が育児不安やストレスを解消し、楽しく子育てに取り組めるよう、行政や専門機関だけでなく、地域の子育て経験者等に協力を得ながら、より気軽に相談できる場づくりに努めます。さらに、就学時や在学中の児童の保護者と、学校関係者等の関係機関の相談支援も行います。

③ 地域における見守り体制の充実

町民が児童虐待についての知識や理解を深める講演会の開催や広報誌等を通じた啓発活動とともに、地域住民と民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

精神的支援・就業支援・子育て支援等、自立に向けたトータルな支援を行うため、きめ細やかな相談や情報提供を行います。また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部助成や、奨学金及び就学援助金の支給等、経済的支援を充実させていくとともに、恒常的に家庭以外の居場所を提供ができるよう検討を進めます。

(3) 障害児施策の充実

① 相談・支援体制の充実

保育所、認定こども園と連携しながら、保護者からの相談・支援体制を充実するとともに、就学後にも保護者と情報を共有できる場を確保します。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

② 障害児保育・特別支援教育の充実

保育士・教員に対する研修の充実、保育士・幼稚園教諭・補助員の加配、特別支援教育支援員や特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施するなど、障害児保育・特別支援教育の充実に努めます。

(4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーやひきこもり等の配慮が必要なこどもについては、福祉、介護、医療、教育等の関係機関・団体等と連携し、相談・支援、早期発見と適切な機関へつなげていきます。

ヤングケアラーに関する広報啓発に努めるとともに、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

(5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

① 教育の支援

こどもが個々の家庭環境や経済的状況にとらわれることなく、その能力を生かし、未来に向かって適切な教育を受けられる社会の実現を目指します。

- ・学校と関係機関が連携したネットワークの構築
- ・幼児教育・保育からの引き継ぎと連携
- ・教育環境・学習支援の充実《学習支援事業》
- ・進学を支援する取り組みの推進《就学援助》《奨学金》

② 生活の支援

こどもの貧困に対する社会の理解を促進するとともに、すべてのこどもが安心して心豊かに育つために、こどもの育ちを支えていく取り組みを進め、支援の充実を図ります。

- ・こどもの居場所作りの充実《学習支援事業における食事の提供》
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ・基本的な生活習慣を身につけるためのこどもの健康・食育に関する取り組みの推進
- ・教育と福祉・子育て支援の連携
《学童保育クラブ》《放課後等デイサービス》《児童発達支援》
- ・専門的な相談窓口の充実

③ 就労の支援

保護者に対する就労支援や自立支援の充実を図り、生活の基盤作りを支え、安定した生活が送れるよう関係機関と連携しながら取り組みます。

- ・ 保護者の自立に向けた支援の充実
- ・ 保護者の就業に向けた支援と相談体制の整備
- ・ 安心して就労するための子育て支援の充実《幼児教育・保育》
- ・ 子育てに関する各種サービスの提供

④ 経済的支援

経済的に困難な状況にある家庭に対し、支援制度の情報提供や周知の方法を工夫し、必要な支援が行き届くよう関係機関との連携を図ります。

- ・ 施策・制度の周知の充実《子ども医療費助成》
- ・ 生活の基礎となる援助の推進《生活支援用品の支給》
- ・ ひとり親家庭への経済的支援《学童保育クラブ利用助成》《医療費助成》《児童奨学金支給》
- ・ 生活保護法の適用を受けている者又は、これに準ずる者に対して無利息で貸付を実施
《たすけあい金庫》
- ・ 病児保育料助成事業

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

本町においては、下記のように区域を設定します。

- 保護者が区域内においてサービスを選択でき、町としても概ね適正な需要調整が可能な点を踏まえて、「町全域」を教育・保育提供区域の基本とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、基本的に「町全域」としますが、「放課後児童健全育成事業」は小学校区を中心に施設・サービスが整備されていることから「小学校区」とします。

表 1 事業別教育・保育提供区域

	事業名	提供区域	考え方
教育・保育	「1号認定」3～5歳 学校教育のみ	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。なお幼稚園は町内にないことから町外にて確保します。
	「2号認定」3～5歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
	「3号認定」0～2歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
地域の子ども・子育て支援事業	延長保育事業	町全域	・教育・保育施設で実施する事業であることから町全域とします。
	放課後児童健全育成事業	小学校区	・小学校区を中心にして、1箇所以上学童保育クラブが整備されていることから小学校区とします。
	地域子育て支援拠点事業	町全域	・カンガールーム内灘を中心に全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	利用者支援に関する事業	町全域	・利用調整等、町全域で行うべき事業であることから町全域とします。
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	町全域	・不定期に利用される事業であり、一定の提供区域内に利用場所を特定することが困難であることから町全域とします。
	乳児家庭全戸訪問事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	養育支援訪問事業	町全域	・保健センター、要保護児童対策地域協議会等において全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	一時預かり事業	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
	病児保育事業	町全域	・町内では病児保育を金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」、ファミリー・サポート・センター事業で実施しているため町全域とします。
	子育て援助活動支援事業	町全域	・内灘町ファミリー・サポート・センター事業はカンガールーム内灘において全町的に取り組んでいることから町全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。	

	事業名	提供区域	考え方
地域の子ども・子育て支援事業	産前産後安心ヘルパー派遣事業	町全域	・カンガルーム内灘が全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	子育て世帯訪問支援事業	町全域	・こども家庭センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	児童育成支援拠点事業	町全域	・こども家庭センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	親子関係形成支援事業	町全域	・こども家庭センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	妊婦等包括相談支援事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	乳児等通園支援事業	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
	産後ケア事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。

2 第2期計画の実績及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（教育標準時間認定）

対象児童は、満3歳以上かつ小学校就学前の、学校教育のみ受ける子どもで、幼稚園と認定こども園を利用できます。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み（幼児教育の利用希望が強い2号認定含む）	87	80	80	75
うち他市町村の子ども	3	3	3	3
確保の内容	110	102	92	92
実績	72	54	73	72
うち他市町村の子ども	4	3	6	4

《 実績 》

いずれの年度も量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人）

	令和6年 10月	実施時期					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み （幼児教育の利用希望が強い2号認定含む）	75	65	66	63	60	57	
上記のうち、 他市町の子ども	3	3	3	3	3	3	
②確保の内容	認定こども園・ 幼稚園	52	66	66	66	66	66
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0
	他市町の施設	23	0	0	0	0	0
②－①	0	1	0	3	6	9	

※「1号認定の3～5歳児」は「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）」のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるものの総数（幼稚園及び認定こども園の利用）。

《 確保方策 》

内灘町内の認定こども園及び金沢市等他市町の幼稚園と認定こども園で対応します。

◎ 保育の必要な事由

保育の必要な事由	内容	利用区分	認定期間
就労	日常の家事以外の仕事をしており、保育が必要な場合（48時間/月以上の就労）	保育標準時間 保育短時間	最長3年
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと	保育標準時間	産前産後2ヵ月ずつ
疾病・障害	保護者等が疾病に罹り、若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有する場合	保育標準時間	最長3年
介護・看護	同居又は長期入院等している親族等の介護又は看護している場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年
災害復旧	震災、風水害等の復旧にあたる場合	保育標準時間	最長3年
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3ヵ月
就学	学校又は職業訓練校等に在学している場合	保育標準時間 保育短時間	就学期間中
虐待・DV	虐待・DVのおそれがあり、保育を行うことが困難な場合	保育標準時間	最長3年
育児休業中の保育の継続利用	育児休業を受ける場合に休業開始前に既に保育所等を利用している児童で、同施設において継続利用が必要な場合	保育短時間	育児休業期間を限度とする
その他	上記に類する場合で町が認めた場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年

(2) 2号認定（保育認定）

対象児童は、3歳以上かつ小学校就学前の、保育の必要な事由に該当する子どもで、保育所と認定こども園を利用できます。

単位（人）

・第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	608	592	598	598
うち他市町村の子ども	23	23	23	23
確保の内容	628	628	628	628
実績	632	609	612	566
うち他市町村の子ども	25	27	18	23

《 実績 》

令和2年度は確保の内容を上回る実績でしたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第3期計画

単位（人）

	令和6年 10月	実施時期					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	579	511	518	494	472	448	
上記のうち、 他市町の子ども	23	23	23	23	23	23	
② 確保の 内容の	認定こども園・ 保育所	595	542	542	542	542	542
	他市町の施設	0	0	0	0	0	0
② - ①	16	31	24	48	70	94	

《 確保方策 》

内灘町内の保育所、認定こども園及び金沢市等他市町の保育所等で対応します。

(3) 3号認定（保育認定）

対象児童は、3歳未満で保育の必要な事由に該当する子どもで、保育所、認定こども園が利用できます。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度		令和3年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	105	307	105	305
うち他市町村の子ども	14	11	10	10
確保の内容	105	316	105	316
実績	103	324	97	331
うち他市町村の子ども	10	23	10	19

単位（人）

	令和4年度		令和5年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	105	315	105	305
うち他市町村の子ども	10	10	10	10
確保の内容	105	316	105	316
実績	107	280	107	289
うち他市町村の子ども	15	11	14	19

《 実績 》

0歳児の令和4年度と5年度、1・2歳児の令和2年度と3年度は、量の見込みを上回る実績でしたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第3期計画

単位（人）

	令和6年10月		実施時期			
	0歳	1・2歳	令和7年度			
			0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	105	300	113	127	158	
上記のうち、 他市町の子ども	10	10	10	5	5	
②確保の内容	認定こども園・保育所	100	285	91	124	143
	他市町の施設	5	15	22	3	15
②-①	0	0	0	0	0	

単位（人）

		実施時期					
		令和8年度			令和9年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		111	131	135	109	129	140
	上記のうち、 他市町の子ども	10	5	5	10	5	5
② 確保の内容	認定こども園・保育所	91	124	143	91	124	143
	他市町の施設	20	7	0	18	5	0
②-①		0	0	8	0	0	3

単位（人）

		実施時期					
		令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		106	126	137	105	123	133
	上記のうち、 他市町の子ども	10	5	5	10	5	5
② 確保の内容	認定こども園・保育所	91	124	143	91	124	143
	他市町の施設	15	2	0	14	0	0
②-①		0	0	6	0	1	10

《 確保方策 》

内灘町内の保育所、認定こども園及び金沢市等他市町の保育所等で対応します。

《 保育利用率 》

0歳児の保育利用率は現在の利用状況を踏まえ、目標を85%とします。

1・2歳児の保育利用率は現在の利用状況等から、目標を95%とします。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

- 子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。
- 保育教諭と幼稚園教諭、保育士に対して外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修への参加を支援します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

- 発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を支援します。
- 地域の教育・保育水準の維持・向上を図るために、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めるものとします。
- 保育所、認定こども園、カンガルーム内灘においても、未就園児に対する一時預かりや相談・交流活動の充実により、地域の子育て家庭を支援します。
- 地域子ども・子育て支援事業は、全ての家庭及び子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目なく、地域のニーズに応じて多様かつ総合的な支援を実施します。
- 保育環境の整備のために、熱中症対策事業や安全対策事業、保育人材確保の為の事業を強化推進していきます。町内保育所の空調整備、性犯罪防止対策など、時代に即した環境の整備を計画的に実施します。
- 子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

(3) 地域における教育・保育施設を行う者の連携の推進方策

- 保育所、認定こども園等と地域子ども・子育て支援事業を行う者が情報を共有できる協力体制を構築します。

(4) 保育所、認定こども園等と小学校等との連携の推進方策

- 子どもの育ちや発達は、乳児期、幼児期、学童期と連続しており、保育所、認定こども園等から小学校へと通う機関が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つために認定こども園こども要録・幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録を活用し、保育所等と小学校間の情報共有を図ります。
- 子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動を充実します。

4 地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

保護者の就労等を理由に、継続的もしくは一時的に通常保育時間を超えての預かりが必要な子どもに対し、保育を実施する事業です。保育所、認定こども園等で利用できます。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (延べ人数)	4,800	4,800	4,800	4,800
確保の内容	4,800	4,800	4,800	4,800
実績	10,189	11,564	9,789	10,431

《 実績 》

いずれの年度も量の見込みを上回りました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	6,760	6,760	6,500	6,240	5,980
確保の内容	6,760	6,760	6,760	6,760	6,760

《 確保方策 》

内灘町内の保育所、認定こども園及び金沢市等他市町の保育所等で対応します。

(2) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、日中保護者が就労等により不在にしている家庭の小學生児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

・第2期計画の実績

【向粟崎小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	70	75	75	70
確保の内容	70	75	75	70
実績	77	66	71	69

【清湖小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	80	70	70	65
確保の内容	80	70	70	65
実績	72	54	58	47

【鶴ヶ丘小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	60	55	50	50
確保の内容	60	55	50	50
実績	52	52	37	46

【大根布小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	80	80	75	70
確保の内容	80	80	75	70
実績	83	81	62	71

【白帆台小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	132	140	140	140
確保の内容	132	140	140	140
実績	127	116	102	101

【西荒屋小学校区】

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	11	11	10	9
確保の内容	11	11	10	9
実績	10	11	10	9

≪ 実績 ≫

令和2年度以降、新型コロナウイルス拡大の影響により、利用児童数が減少し量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位 (人)

		令和6年 10月	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
【向栗崎小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	24	24	25	26	25	21
		2年生	21	24	25	20	20	21
		3年生	8	14	13	14	11	11
		4年生	3	4	5	4	5	4
		5年生	1	3	1	1	1	1
		6年生	0	1	1	1	1	1
		計	57	70	70	66	63	59
②確保の内容		57	70	70	66	63	59	
②-①		0	0	0	0	0	0	
【清湖小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	12	12	20	21	20	17
		2年生	15	11	20	16	16	17
		3年生	6	9	11	11	9	9
		4年生	0	4	4	4	4	3
		5年生	2	0	1	1	1	1
		6年生	0	2	1	1	1	1
		計	35	38	57	54	51	48
②確保の内容		35	38	57	54	51	48	
②-①		0	0	0	0	0	0	
【鶴ヶ丘小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	20	20	16	17	17	14
		2年生	20	21	17	13	13	14
		3年生	6	19	9	9	7	7
		4年生	5	4	3	3	3	2
		5年生	0	2	1	1	1	1
		6年生	0	0	1	1	1	1
		計	51	66	47	44	42	39
②確保の内容		51	66	47	44	42	39	
②-①		0	0	0	0	0	0	

単位（人）

		令和6年 10月	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
【大根布小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	31	35	26	27	26	22
		2年生	14	27	26	20	21	22
		3年生	10	13	14	15	11	12
		4年生	4	7	5	5	5	4
		5年生	1	4	1	1	1	1
		6年生	0	0	1	1	1	1
		計	60	86	73	69	65	62
	②確保の内容		60	86	73	69	65	62
	②-①		0	0	0	0	0	0
【白帆台小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	28	35	39	40	40	33
		2年生	30	29	40	31	32	32
		3年生	11	22	21	22	17	18
		4年生	1	7	8	7	8	6
		5年生	0	0	2	2	2	2
		6年生	0	0	2	2	2	2
		計	70	93	112	104	101	93
	②確保の内容		70	93	112	104	101	93
	②-①		0	0	0	0	0	0
【西荒屋小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	1	2	4	4	4	3
		2年生	2	1	4	3	3	3
		3年生	1	2	2	2	2	2
		4年生	1	0	1	1	1	1
		5年生	0	1	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0	0
		計	5	6	11	10	10	9
	②確保の内容		5	6	11	10	10	9
	②-①		0	0	0	0	0	0

《 確保方策 》

【向粟崎小学校区】：向粟崎学童保育クラブで対応します。

【清湖小学校区】：清湖学童保育クラブで対応します。

【鶴ヶ丘小学校区】：鶴ヶ丘学童保育クラブで対応します。

【大根布小学校区】：大根布学童保育クラブで対応します。

【白帆台小学校区】：白帆台学童保育クラブで対応します。

【西荒屋小学校区】：西荒屋学童保育クラブで対応します。

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業としては、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の体調不良や就労、育児疲れ等を理由に一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で連続7日間まで預かる事業です。

内灘町では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施しています。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	28	28	28	28
確保の内容	28	28	28	28
実績	0	0	2	6

《 実績 》

一時預かり事業等の利用により、量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	28	28	28	28
確保の内容	28	28	28	28	28

《 確保方策 》

短期入所生活援助（ショートステイ）事業を継続して実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て世帯の孤立を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集まって互いに交流したり、相談したりすることのできる場を提供する事業です。また、子育てに関連する情報の提供や、各種講座等の開催も実施していきます。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み（人日）	14,000	14,000	14,000	14,000
確保の内容（か所）	8	8	8	8
実績（人日）	7,849	4,296	6,414	10,586

《 実績 》

いずれの年度も量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	5,280	4,992	4,980	4,872	4,764
確保の内容（か所）	8	8	8	8	8

《 確保方策 》

カンガルーム内灘と認定こども園で対応します。

（5）一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

① 一時預かり事業（幼稚園型）

年々増大する託児ニーズに対応するため、在園児を対象に、標準4時間とされる幼稚園型の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者に対して教育活動を行う事業です。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2,400	2,400	2,400	2,400
確保の内容 一時預かり事業（幼稚園型）	2,400	2,400	2,400	2,400
実績	2,948	3,081	6,029	3,528

《 実績 》

いずれの年度も量の見込みを上回る実績でしたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,296	6,381	6,079	5,792	5,488
確保の内容 一時預かり事業 （幼稚園型）	6,296	6,381	6,079	5,792	5,488

《 確保方策 》

内灘町内の認定こども園及び金沢市等他市町の幼稚園と認定こども園で対応します。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保護者の就労やその他の突発的な事情、育児疲れ等を理由に、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点等において預かり、必要な保育を行う事業です。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000
実績	499	261	530	518

《 実績 》

令和2年度以降、新型コロナウイルス拡大の影響により、利用者が減少し量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

《 確保方策 》

内灘町内の保育所と認定こども園、カンガルーム内灘、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。

（6）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学校児童の保護者を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員間の連絡調整等を行い、相互援助活動を支援する事業です。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	390	390	390	390
確保の内容	390	390	390	390
実績	129	300	148	97

《 実績 》

令和2年度以降、依頼会員数が減少したため量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		300	300	300	300	300
確保の内容	一時預かり	80	80	80	80	80
	病児保育事業	20	20	20	20	20
	送迎	200	200	200	200	200

《 確保方策 》

事業内容に関する広報活動や提供会員の支援体制の充実とともに、養成講座を定期的を開催することで、提供会員の増員を図ります。

（7）病児保育事業、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

子どもが病中や病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、保育所や医療機関等において、保育及び看護ケアを実施する事業です。

・第2期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	920	920	920	920
確保の内容	1,420	1,420	1,420	1,420
実績	1,266	1,756	2,523	2,858

《 実績 》

令和2年度以降量の見込を上回る実績でしたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第3期計画

単位（人日：年間延べ人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,477	3,418	3,324	3,202	3,079
確保の内容	病児保育事業	3,457	3,398	3,304	3,182	3,059
	ファミリー・サポート・センター事業	20	20	20	20	20

《 確保方策 》

病児保育を金沢医科大学病院の病児保育室「すまいる」、病児病後児保育をファミリー・サポート・センター事業、体調不良時保育を町内の保育所等に対応します。

(8) 利用者支援事業

子どもやその保護者、妊娠中の方等が自身の希望する教育・保育及び地域子育て支援事業等にスムーズにアクセスできるように、家庭ごとのニーズを把握し、利用にあたって必要な情報提供や助言、関係機関との調整等を行う事業です。

・第2期計画の実績

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (基本型・特定型)	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1
実績	0	1	1	1
量の見込み (母子保健型)	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1
実績	1	1	1	1

《 実績 》

利用者支援事業（母子保健型）を平成28年度から、利用者支援事業（基本型）を令和3年度から実施しました。

・第3期計画

単位（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (基本型・特定型)	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
量の見込み (母子保健型)	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

《 確保方策 》

保健センターとこども家庭センターで対応します。

(9) 妊婦健康診査事業

母子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、最大17回の妊婦一般健康診査について助成を行います（15～17回までは町独自）。

・第2期計画の実績

単位（人回：年間延べ健診回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2,150	2,150	2,150	2,150
確保の内容	2,150	2,150	2,150	2,150
実績	1,677	1,982	1,615	1,601

《 実績 》

母子手帳発行数の減少に伴い、令和2年度以降、量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人回：年間延べ健診回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保の内容	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

《 確保方策 》

石川県内外の産婦人科の病院または診療所及び助産所で受診できる体制を維持します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、養育上の諸問題への支援を図ることを目的として、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う事業です。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み （年間の訪問人数）	188	188	188	188
確保の内容	188	188	188	188
実績	158	165	153	140

《 実績 》

出生数の減少に伴い、令和2年度以降、量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （年間の訪問人数）	140	140	140	140	140
確保の内容	140	140	140	140	140

《 確保方策 》

助産師及び保健師により、引き続き全戸訪問を実施します。孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげます。

(11) 養育支援訪問事業

健診後の経過観察児の家庭状況の把握と養育相談を随時実施する「経過観察児訪問」と、虐待予防の観点から早期支援と再発予防のための個別相談を行う「虐待予防訪問」を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (年間の訪問人数)	70	70	70	70
確保の内容	70	70	70	70
実績	48	32	50	27

《 実績 》

出生数の減少に伴い令和2年度以降、量の見込みを下回りました。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の訪問人数)	40	40	40	40	40
確保の内容	40	40	40	40	40

《 確保方策 》

支援を必要とする家庭の早期把握や早期支援に努め、関係機関との連携強化を図り、育児不安の解消や負担の軽減、虐待防止を図ります。

(12) 産前産後安心ヘルパー派遣事業

妊婦及び産婦の子育てを支援するため、体調不良等により育児又は家事が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、助言を行います。利用は、土日祝を含み午前9時から午後5時までの時間帯、産前・産後通じて上限は30日、1日4時間までとなっています。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5
実績	3	0	3	3

《 実績 》

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用実績はなく量の見込みを下回りましたが、概ね計画通りの結果となりました。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

《 確保方策 》

支援を必要とする方に対し、ヘルパーの派遣を行います。

(13) 要保護児童対策地域協議会

内灘町要保護児童対策地域協議会を設置し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

・第2期計画の実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (年間の対応人数)	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60
実績	74	66	65	76

《 実績 》

児童虐待への関心が高まり、一定程度の通告・相談件数があることから、量の見込みを上回る実績でしたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間の対応人数)	80	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80

《 確保方策 》

専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上、関係機関の連携・協力により機能強化を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して低所得世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、給食費（副食費）の取り扱いが実施され、本事業の対象者が見直されました。

特定教育・保育施設等に入所する低所得者世帯以外の保護者に対し、町独自で給食費（副食費）の助成を行います。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

・第3期計画

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	20	20	20	20	20
確保の内容	20	48	48	48	48

《 確保方策 》

子育て世帯訪問支援事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数)	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

《 確保方策 》

児童育成支援拠点事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

・第3期計画

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数)	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

《 確保方策 》

親子関係形成支援事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

・第3期計画

		令和7年度	令和8年度
量の見込み (年間の対応人数)		妊娠届出数 140 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 420回	妊娠届出数 140 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 420回
確保の内容	こども家庭センター	320回	420回
	上記以外で業務委託	100回	100回
		令和9年度	令和10年度
量の見込み (年間の対応人数)		妊娠届出数 140 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 420回	妊娠届出数 140 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 420回
確保の内容	こども家庭センター	420回	420回
	上記以外で業務委託	100回	100回
		令和11年度	
量の見込み (年間の対応人数)		妊娠届出数 140 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 420回	
確保の内容	こども家庭センター	420回	
	上記以外で業務委託	100回	

《 確保方策 》

妊婦等包括相談支援事業については、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。相談のあった妊婦については、出産後速やかに新生児訪問を実施し、継続的な支援を行っていきます。

(19) 乳児等通園支援事業

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

・第3期計画

単位（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み (延べ人数)	—	11	10	10	10
	②確保の内容 (延べ人数)	—	11	10	10	10
1歳児	①量の見込み (延べ人数)	—	6	6	6	6
	②確保の内容 (延べ人数)	—	6	6	6	6
2歳児	①量の見込み (延べ人数)	—	5	5	5	5
	②確保の内容 (延べ人数)	—	5	5	5	5

《 確保方策 》

こども誰でも通園制度については、町内の保育所・認定こども園等で対応できる提供体制を確保します。

(20) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所（保健センター等）又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。具体的には、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行います。

・第3期計画

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	25	25	25	25	25
確保の内容	25	25	25	25	25

《 確保方策 》

産後ケアについては、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の確立

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度を今後も効果的に運用していくため、引き続き教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の一元的な実施及び庁内関係課間の連携強化に努めていきます。

(2) 市町そして県町相互間の連携及び協働

県及び町は、教育・保育施設の認可・認定や確認、指揮監督を行う際に互いに必要な情報を共有し、密に連携を図っていきます。

町は、住民が希望する管外保育を円滑に利用できるよう、当該保育事業者が所在する市町と連携を図り、迅速に同意が行われるように努めます。

(3) 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

町は、教育・保育施設を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価を行い、改善につなげることで、「PDCAサイクル」(「Plan(計画)」「Do(実施・実行)」「Check(検証・評価)」「Action(改善)」)の実効性を高めていきます。

「内灘町子ども・子育て会議」では毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価を行うとともに、施策や事業に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

評価結果については、広報誌やホームページを活用して広く公表し、地域住民の意見を把握するなど、次年度以降の取り組み方針に適切に反映していきます。

資料編

1 内灘町子ども・子育て会議委員名簿

区分	役職名	氏名
学識経験者	石川県立保育専門学園 園長	大脇 修
子ども・子育てに関する 事業に従事する者	主任児童委員	喜多 克之
	保育ボランティア団体 代表	倉田 みち代
	向陽台保育園 園長	表井 美智恵
	保健センター 所長	上前 久美子
	北部保育所 所長	中井 和美
法第六条第二項に 規定する保護者	保護者代表	蔵下 葵
		室谷 衣津香
町長が適当と認める者	人権擁護委員	松田 京子

事務局	町民福祉部担当部長	中川 裕一
	子育て支援課長	吉田 真理子
	子育て支援課副参事兼 こども家庭センター所長兼統括支援員	西村 美和
	子育て支援課 課長補佐	中橋 順子
	こども家庭センター 保育士	田村 一騎
	こども家庭センター 保育士	朝倉 彩子

2 内灘町子ども・子育て会議設置条例

○内灘町子ども・子育て会議設置条例

平成二十七年九月二十八日

条例第二十一号

(設置)

第一条 内灘町における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、内灘町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、次の各号に規定する事項を所掌する。

- 一 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- 二 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 三 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- 四 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- 五 その他町長が特に必要と認めた事項

(組織)

第三条 子育て会議は、委員十名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 法第六条第二項に規定する保護者
- 四 その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし再任は妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 子育て会議に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第六条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、町民福祉部子育て支援課内において処理する。

(委任)

第八条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。

3 策定経過

日 時	協議の内容等
令和6年1月22日 ～1月31日	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の実施
令和6年3月21日	令和5年度 第1回 内灘町子ども・子育て会議 「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査について
令和6年8月29日	令和6年度 第1回 内灘町子ども・子育て会議 「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」の体系について
令和6年11月6日 ～11月13日	子どもへのアンケート調査の実施
令和6年11月28日	令和6年度 第2回 内灘町子ども・子育て会議 「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」素案について
令和7年1月10日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
令和7年2月27日	令和6年度 第3回 内灘町子ども・子育て会議 「第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画」最終案について